

第4次  
熊本県健康食生活・食育推進計画  
～ くまもと食で育む命・絆・夢プラン ～

熊 本 県

令和6年(2024年)3月



# 目 次

## はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第1章 食をめぐる現状と課題

- 1 社会状況
  - (1) 人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 消費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 健康・疾病の状況
  - (1) 平均寿命と健康寿命・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (2) 生活習慣病による死亡や受療の状況・・・・・・・・ 7
  - (3) 生活習慣病のリスク保有者・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (4) 肥満・やせの人の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 栄養・食生活の状況
  - (1) 栄養素摂取量・食品摂取量・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (2) 食生活に関する意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (3) 県民の食行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 生産・流通、食文化の状況
  - (1) 地産地消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (2) 食の外部化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (3) 食品ロス削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (4) 伝統的な食文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画の方向性
  - (1) 計画の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (2) 2つの重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (3) 4つの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (4) 4つの基本視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 推進主体と基本的役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## 第3章 具体的な施策展開

- 1 健康寿命の延伸につながる食育の推進
  - (1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進・・・28
  - (2) 高齢者の健康づくりのための食育の推進・・・30
  - (3) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供・・・31
- 2 こどもや若い世代を中心とした食育の推進
  - (1) 家庭や地域における食育の推進・・・34
  - (2) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進・・・36
  - (3) 伝統的な食文化の保護・継承・・・38
- 3 多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進
  - (1) 食の取組共有の場の提供と連携の強化・・・40
  - (2) 食に携わる人材の育成と体制整備・・・40
  - (3) 食に関する調査研究、情報の発信・・・42
- 4 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進
  - (1) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供（再掲）・・・44
  - (2) 環境及び安全安心に配慮した食育の推進・・・45
  - (3) 地産地消の推進・・・46
  - (4) 災害時の食を守る取組の推進・・・48

## 評価指標一覧・・・52

## 参考資料

- 第3次熊本県健康食生活・食育推進計画 総合評価結果・・・58  
熊本県健康食生活・食育推進連携会議設置要項及び構成員名簿・・・61  
食育基本法・・・63

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

私たちを取り巻く「食」は、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加等、社会情勢が大きく変化する中、朝食欠食や孤食、栄養の偏り等の食生活の乱れがみられ、それに伴い肥満や生活習慣病の増加等が問題となっています。

さらに、食に関しては、調理の手間をかけずに食べる等の簡便化志向の高まりや、外食・弁当・惣菜等の利用が増えてきており、県民の健全な食生活の実現のためには、栄養バランスに配慮した食事の提供等、食品関連事業者等の果たす役割も重要となっています。

このため、本県では、食育基本法に基づき、平成30年(2018年)3月に「第3次熊本県健康食生活・食育推進計画～くまもと食で育む命・絆・夢プラン～」を策定し、関係部局が連携して、ライフステージに応じた県民自身の食育に関する知識や技術の向上と、それを支える環境づくりや人づくり等、健康食生活の実現とともに食育を推進してきました。

その結果、食育活動の充実や食環境の整備により、県民の食育に関する意識が高まり、実践は進みつつありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等による生活変化がもたらす食育推進の停滞等も懸念されています。

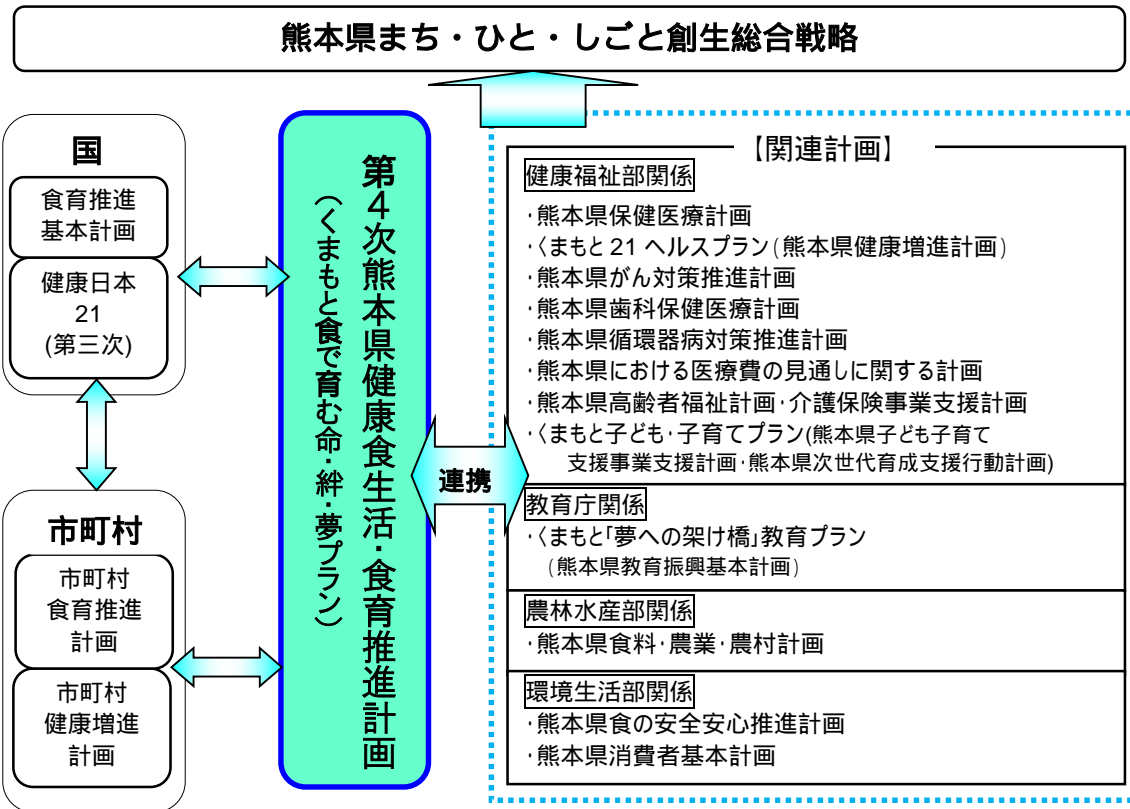
そこで、引き続き、県民自身が食育を推進し、家庭、学校、職場、社会福祉施設等の場や災害等の非常時など、どのような生活状況であっても望ましい食生活を送れるよう、県全体で県民の健康食生活・食育を推進するために「第4次熊本県健康食生活・食育推進計画～くまもと食で育む命・絆・夢プラン～」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

食育基本法第17条第1項の規定に基づく都道府県食育推進計画として位置づけます。

健康増進法第8条第1項に基づく熊本県健康増進計画及びその他の関連計画と整合を図ります(図1)。

図1 熊本県健康食生活・食育推進計画の位置づけ



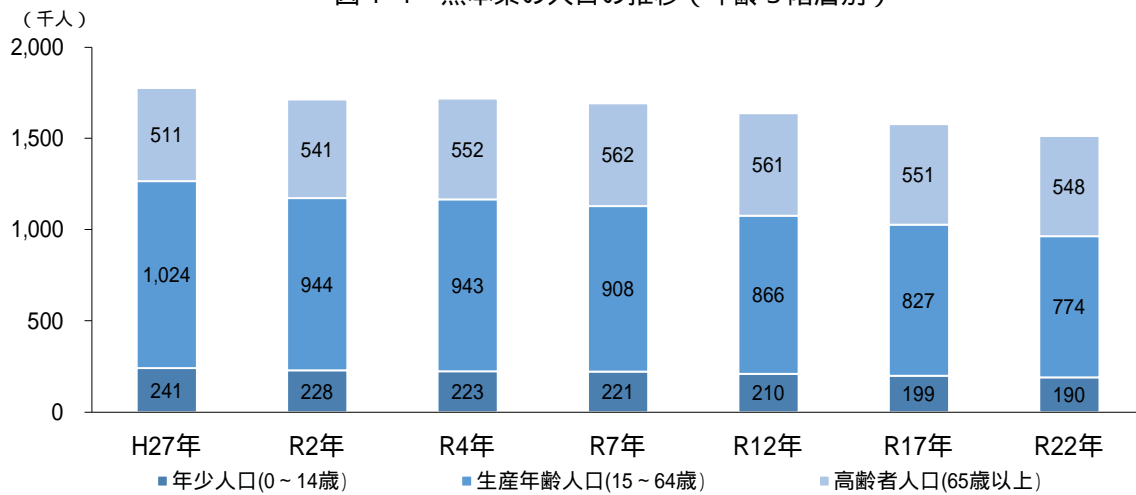
## 第1章 食をめぐる現状と課題

# 1 社会状況

## (1) 人口・世帯

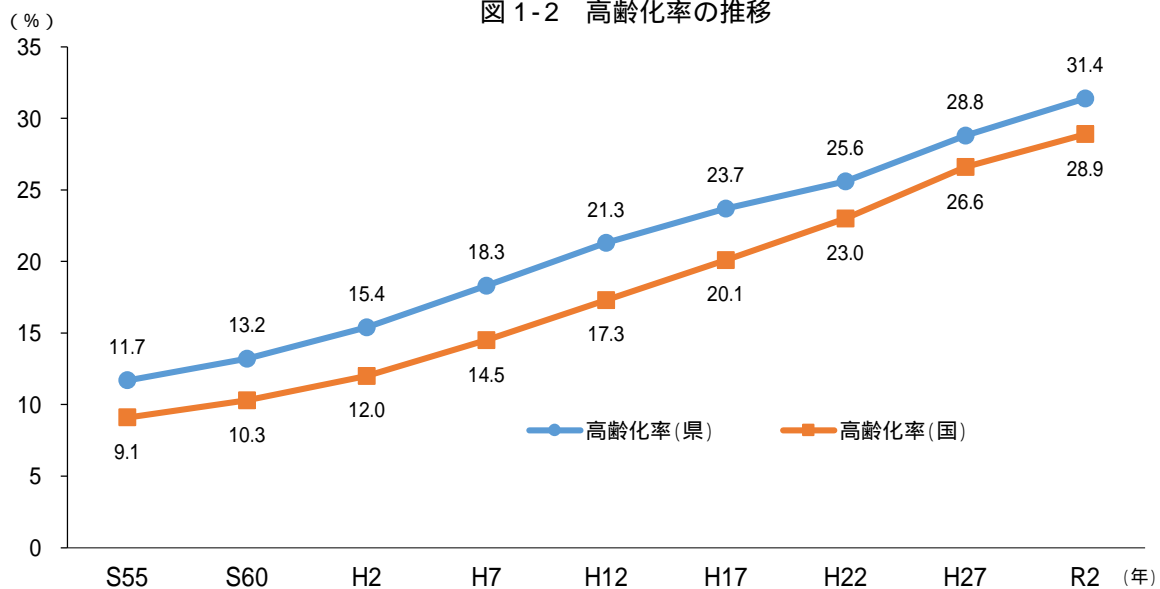
- ・ 本県の総人口は約 171 万 8 千人（令和 4 年（2022 年））で平成 10 年（1998 年）を境に減少に転じており、今後も減少すると推計されています（図 1-1）。
- ・ 生産年齢人口も減少し、また、全国より少子高齢化が進んでいるため、令和 12 年（2030 年）には 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されています（図 1-1、1-2）。
- ・ 世帯構成は、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向です（表 1-1）。

図 1-1 熊本県の人口の推移（年齢 3 階層別）



出典：令和 4 年（2022 年）まで（実測値） 総務省「国勢調査」  
 令和 7 年（2025 年）以降（推測値） 国立社会保障・人口問題研究所資料「日本の都道府県別将来推計人口」

図 1-2 高齢化率の推移



出典：総務省「国勢調査」



表 1-1 熊本県の人口の推移（年齢 3 階層別）

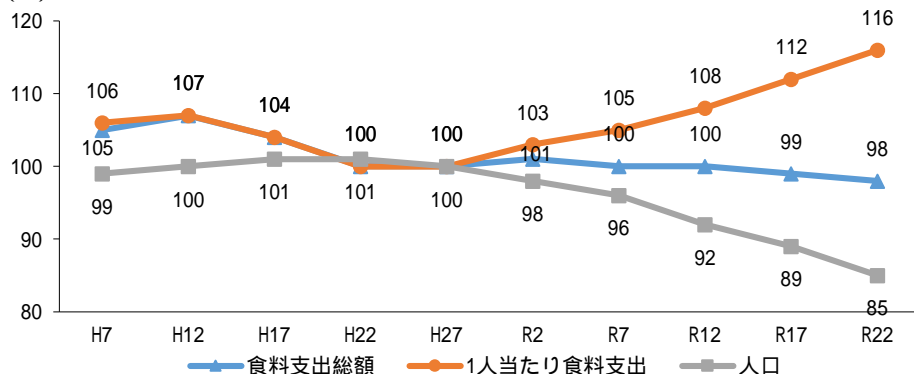
		一般世帯数 A	65歳以上の世帯員がいる一般世帯数				
			総数 B	単独世帯数 C	夫婦のみ世帯数 D		
					割合(%) C/B	割合(%) D/B	
平成27年	熊本県	702,565	321,383	83,461	26.0	90,837	28.3
	全国	53,331,797	21,713,308	5,927,686	27.3	6,420,243	29.6
令和2年	熊本県	716,740	334,262	92,410	27.6	98,823	29.6
	全国	55,704,949	22,655,031	6,716,806	29.6	6,848,041	30.2

出典：総務省「国勢調査」

## (2) 消費の状況

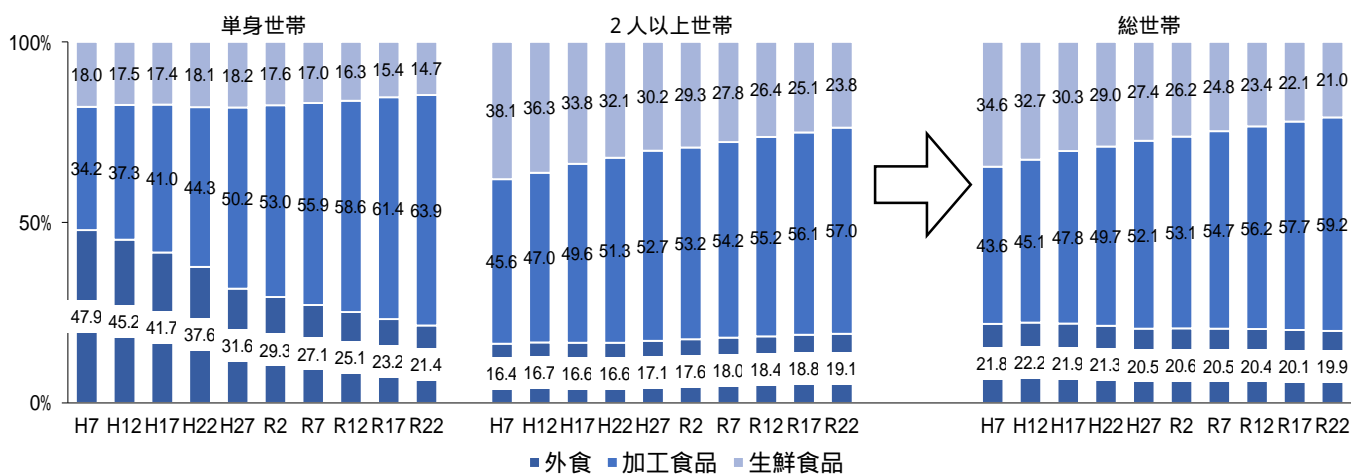
全国の1人当たり食料支出<sup>1</sup>は、今後拡大する見込みです（図 1-3）。その要因として、ないしよく内食（家庭内調理）からなかしょく中食（持ち帰りの弁当・惣菜等）へ食の外部化がいつそう進展し、食料支出に占める生鮮食品<sup>2</sup>の割合が縮小することが見込まれること、特に単身世帯では、加工食品<sup>3</sup>の割合が増大することが挙げられます（図 1-4）。

図 1-3 食料支出総額、1人当たり食料支出の将来推計（全国）平成 27 年（2015 年）を 100 とした場合の増減割合（%）



出典：「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

図 1-4 食料支出割合の変化（全国）



出典：「我が国の食料消費の将来推計(2019年(平成31年)版)」

平成 27 年（2015 年）までは、家計調査及び全国消費実態調査等より計算した実績値で、令和 2 年（2020 年）以降は推計値。

<sup>1</sup> 食料支出：総支出のうち、生鮮食品、加工食品及び外食に係る支出額の合計。

<sup>2</sup> 生鮮食品：米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の総称。

<sup>3</sup> 加工食品：生鮮食品と外食以外の品目。

## 2 健康・疾病の状況

### (1) 平均寿命と健康寿命

- ・ 本県の平均寿命<sup>4</sup>(令和2年(2020年))は、男性81.91年(全国9位)、女性88.22年(全国5位)と全国有数の長寿県です(図1-5)。
- ・ 本県の健康寿命<sup>5</sup>(令和元年(2019年))は、男性72.24年(全国37位)、女性75.59年(全国24位)です。平成25年(2013年)から男性は0.49年、女性は1.19年延びていますが、男性は全国平均を下回っています(図1-6)。
- ・ 日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する、健康寿命と平均寿命の差は、男性は約10年、女性は約13年あります。

図1-5 男女別平均寿命の推移

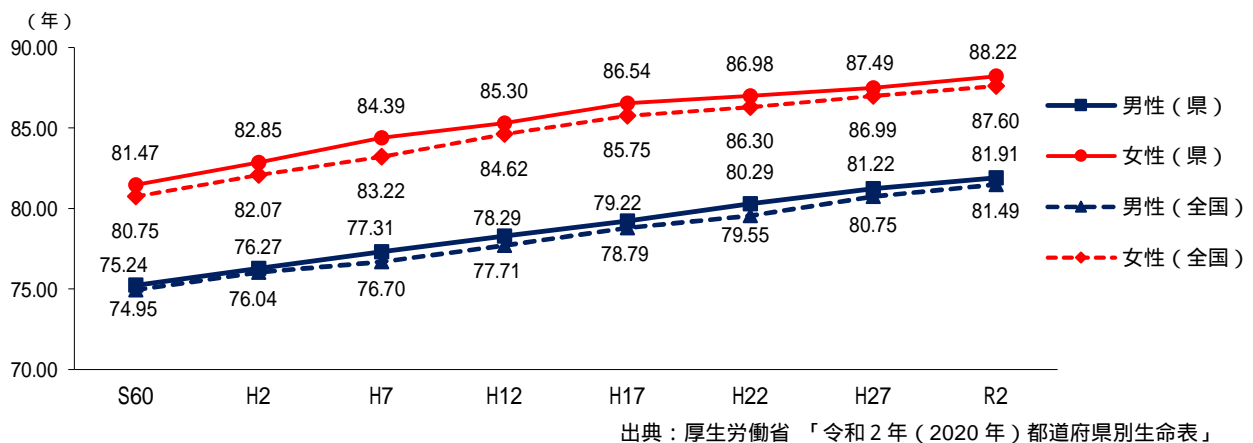
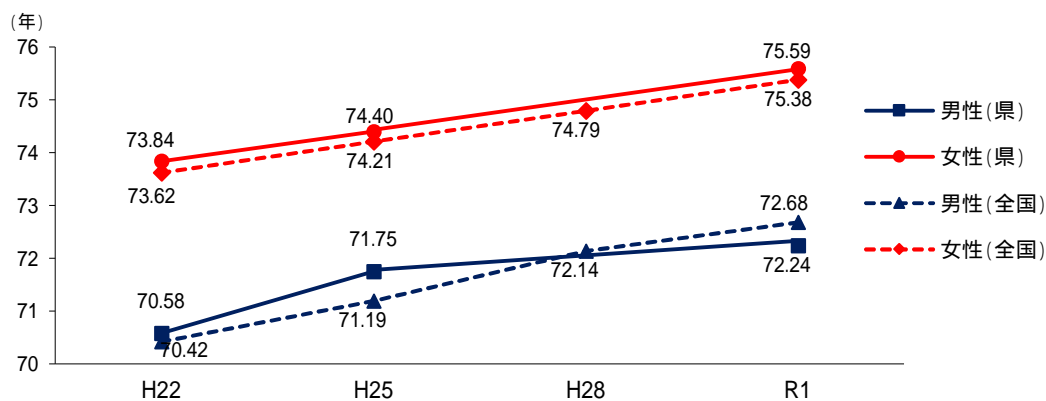


図1-6 男女別健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均(推定値))の推移



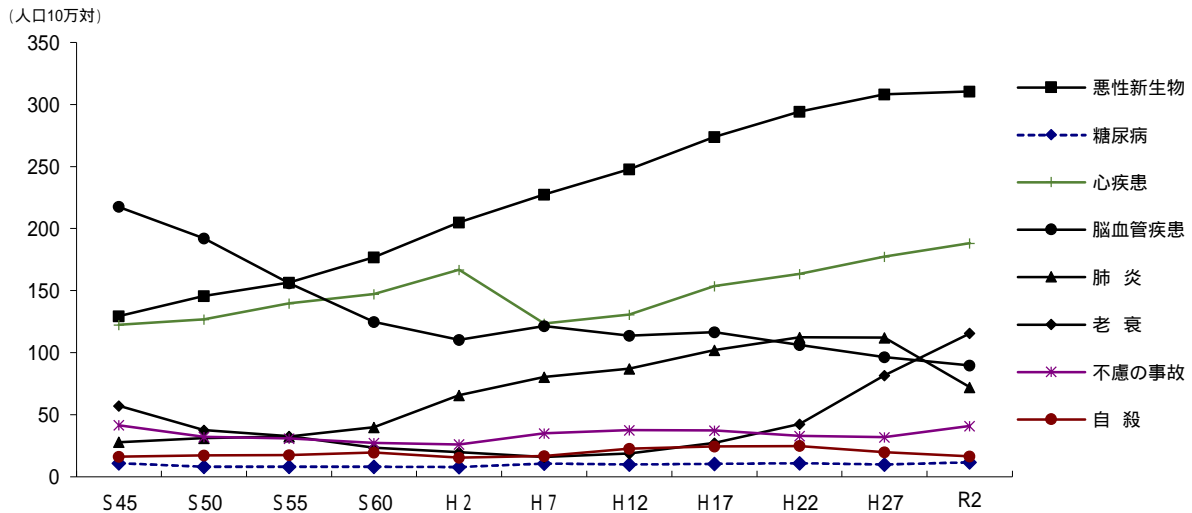
<sup>4</sup> 平均寿命：0歳における平均余命を平均寿命といい、平均余命は各人の当該年齢のときに、あと何年生きることができるかを示すもの。

<sup>5</sup> 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

## (2) 生活習慣病による死亡や受療の状況

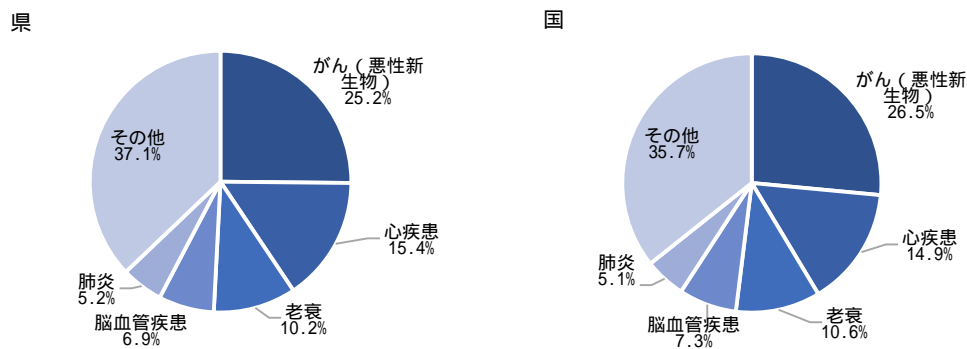
- ・ 本県の令和2年(2020年)の主な死因は、第1位がん(悪性新生物)、第2位心疾患、第3位老衰、第4位脳血管疾患となっており、全国と同様に、がん、心疾患、脳血管疾患のいわゆる生活習慣病が死因の半分を占めています(図1-7、図1-8)。
- ・ 受療率<sup>6</sup>(人口10万対)は、全国より高く、そのうち生活習慣病は入院の約1/4、外来の約1/3を占めています(表1-2)。

図1-7 本県の主要な死因別死亡率(人口10万対)の年次推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図1-8 生活習慣病に起因する死亡割合(死因別死亡数の割合)



(単位：人)

	がん (悪性新生物)	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	その他	計
熊本県	5,560	3,412	2,260	1,521	1,138	8,202	22,093
国	381,505	214,710	152,027	104,595	73,194	513,825	1,439,856

出典：厚生労働省「令和3年(2021年)人口動態調査」

<sup>6</sup> 受療率：ある特定の日に、その疾病治療のために、全ての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた人口10万人あたりの患者数をいう。

表 1-2 生活習慣病の受療率（人口 10 万対）

	入院		外来	
	熊本県	全国	熊本県	全国
がん	116	89	166	144
糖尿病	19	12	200	170
高血圧性疾患	9	4	670	471
心疾患（高血圧性のものを除く）	74	46	101	103
虚血性心疾患	22.1% 8	27.5% 9	37.3% 32	33.2% 42
脳血管疾患	137	98	77	59
気管支炎及び慢性閉そく性肺疾患	7	5	15	14
歯科疾患	0	0	1,048	827
骨の密度及び構造の障害	2	1	52	51
生活習慣病以外	1,262	696	3,894	3,777
計	1,620	960	6,210	5,658

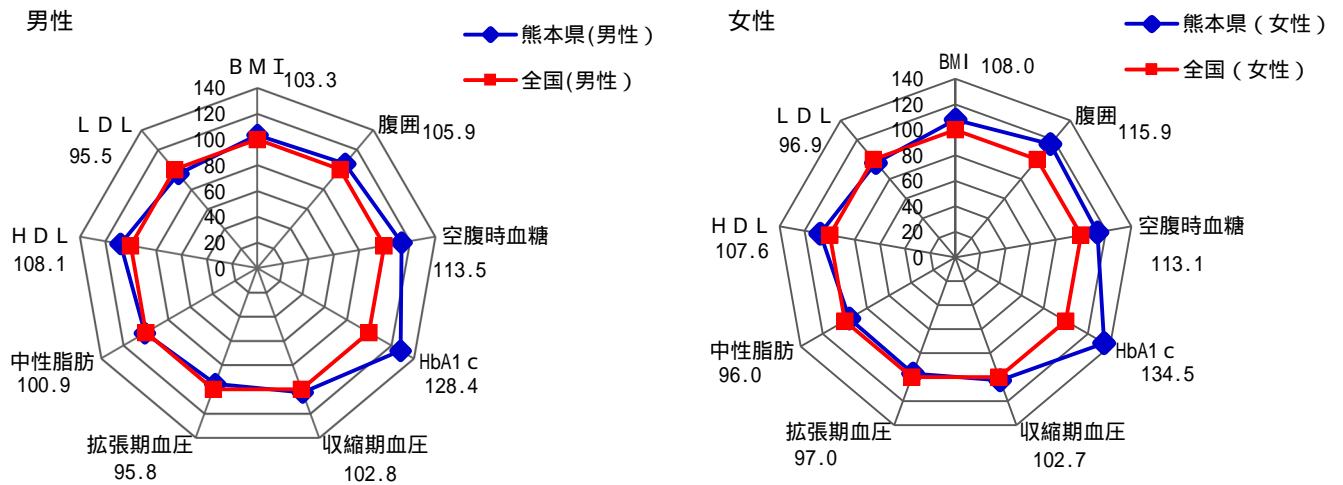
出典：厚生労働省「令和 2 年（2020 年）患者調査」

### （3）生活習慣病のリスク保有者

令和 2 年度（2020 年度）の特定健康診査<sup>7</sup>（以下、「特定健診」という。）結果をみると、空腹時血糖及び HbA1c<sup>8</sup>について保健指導や受診勧奨の対象と判定された人が、男女とも全ての年齢で全国平均を大きく上回っています。また、収縮期血圧が保健指導や受診勧奨の対象と判定された人は、男女ともに 40 歳～59 歳が全国平均を上回っています。40 歳より若い時期からの食生活や運動などの生活習慣の影響が考えられます（図 1-9、1-10、1-11、1-12）。

図 1-9、1-10、1-11、1-12 令和 2 年度（2022 年度）特定健診結果（保健指導・受診勧奨の対象と判定された人）  
全国を 100 として比較

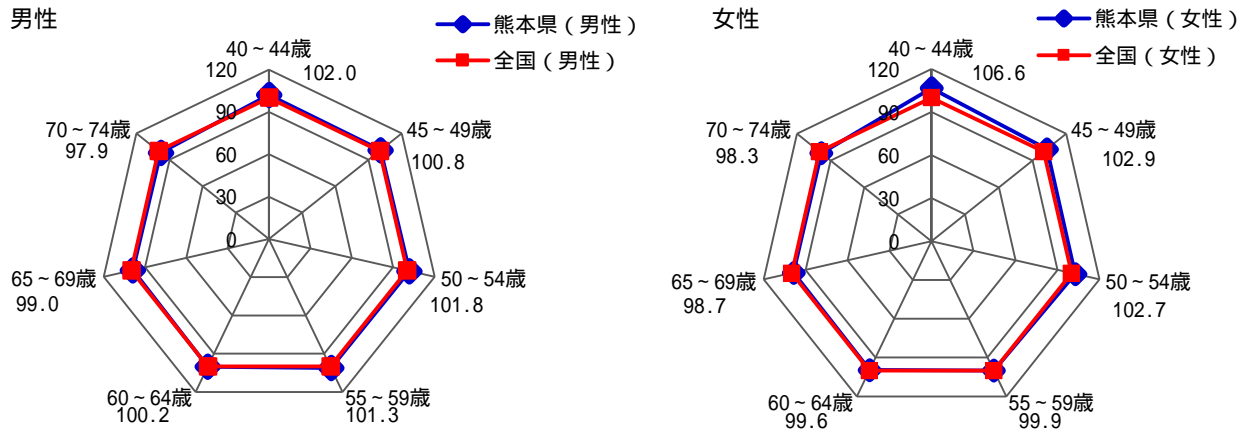
【図 1-9 特定健診で保健指導又は受診勧奨の対象とされた人の割合・性別】



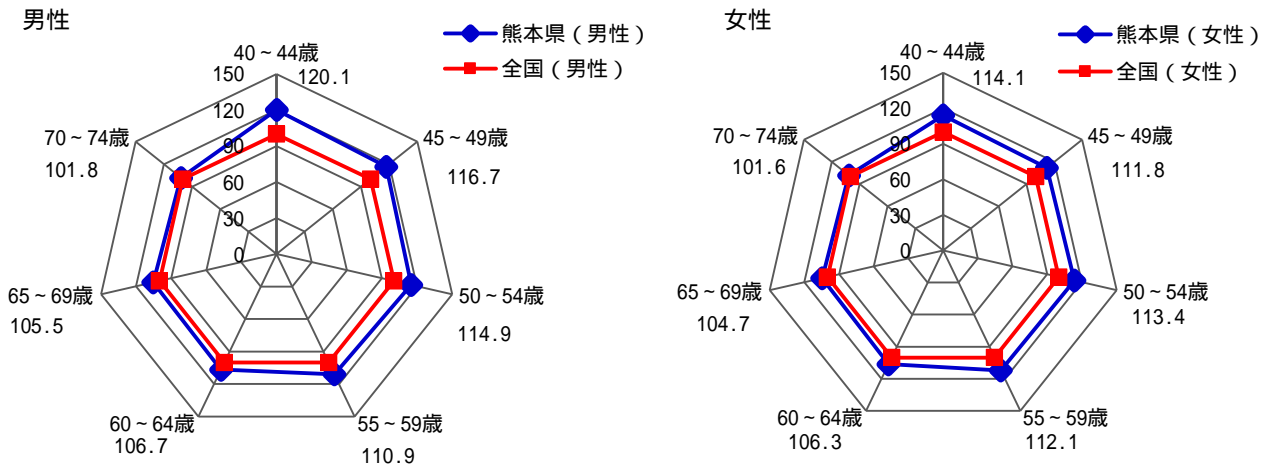
<sup>7</sup> 特定健康診査：平成 20 年（2008 年）4 月から、健康保険組合、国民健康保険等に対し義務付けられた 40 歳以上の加入者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した健康診査。

<sup>8</sup> HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）：過去 1～2 ヶ月の平均的な血糖値の状態を示した検査値。

【図 1-10 収縮期血圧 130mmHg 以上・性年代別】



【図 1-11 空腹時血糖 100mg/dl 以上・性年代別】



【図 1-12 HbA1c 5.6% 以上・性年代別】

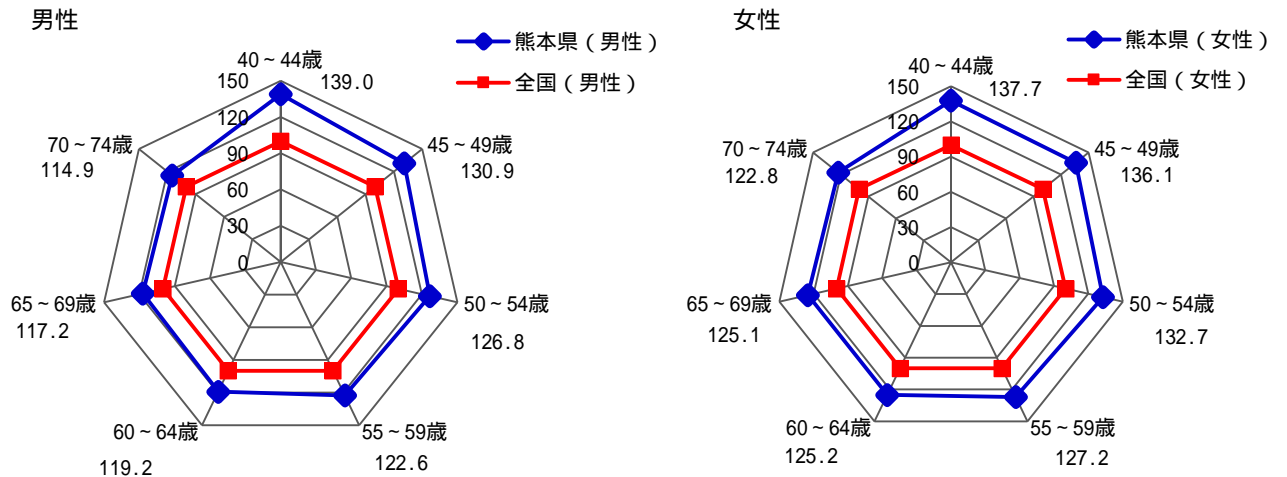


図 1-9、1-10、1-11、1-12 出典：厚生労働省「第 8 回 NDB オープンデータ (令和 2 年 (2020 年))」

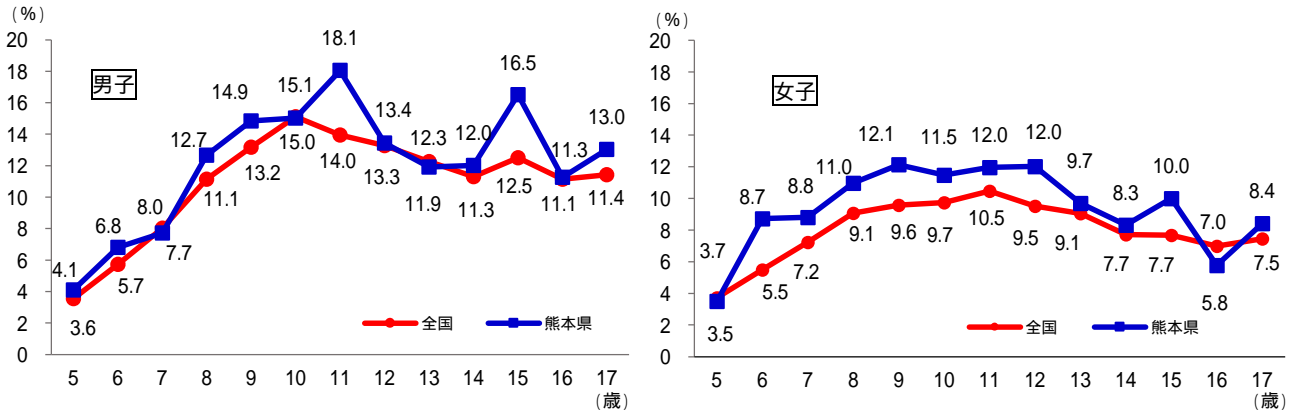
特定健診の各検査値項目の結果が、保健指導判定値及び受診勧奨判定値以上の者(以下の判定基準)の割合について、全国平均を 100 として比較したもの。

- ・BMI：25 以上 ・腹囲：男性 85cm 以上、女性 90cm 以上
- ・空腹時血糖：100mg/dl 以上 ・HbA1c：5.6% 以上
- ・収縮期血圧：130mmHg 以上 ・拡張期血圧：85mmHg 以上
- ・中性脂肪：150mg/dl 以上 ・HDL コレステロール：40mg/dl 未満
- ・LDL コレステロール：120mg/dl 以上

#### (4) 肥満・やせの人の割合

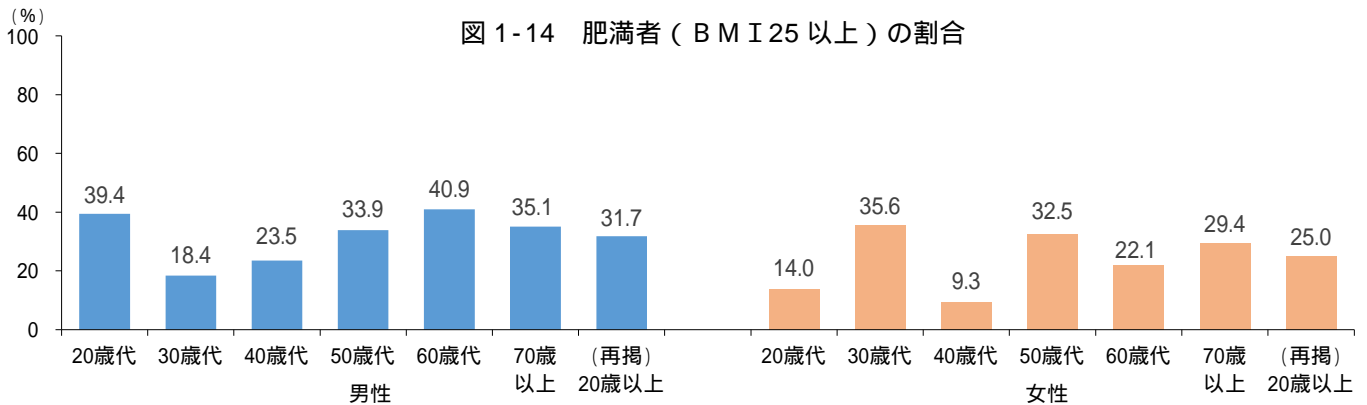
- ・ 肥満傾向のこども（5～17歳）の割合は、男子は5歳など10区分、女子は6歳など11区分で全国を上回っています。
- ・ 20歳以上の肥満者（BMI25以上）の割合は、男性31.7%、女性25.0%であり、年代別で見ると男性は20歳代及び60歳代、女性は30歳代及び50歳代が特に多い状況です（図1-14）。また、前回調査と比較すると、女性の肥満者は有意に増加しています（図1-15）。
- ・ 65歳～74歳の低栄養傾向（BMI20未満）の人の割合は、男性約1割、女性約2割であり、全国とほぼ変わらない状況です（図1-16）。

図1-13 肥満傾向児出現率



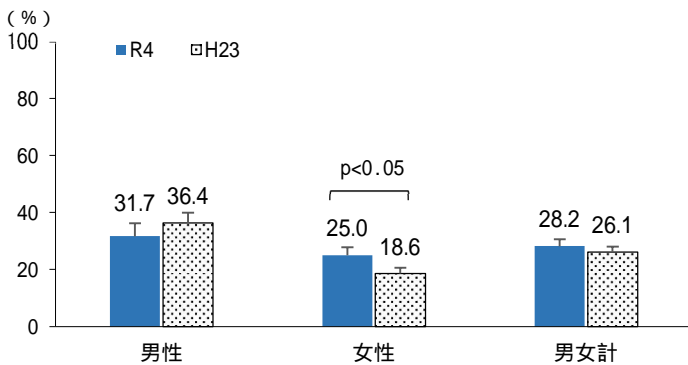
出典：文部科学省「令和4年度（2022年度）学校保健統計調査」

図1-14 肥満者（BMI25以上）の割合



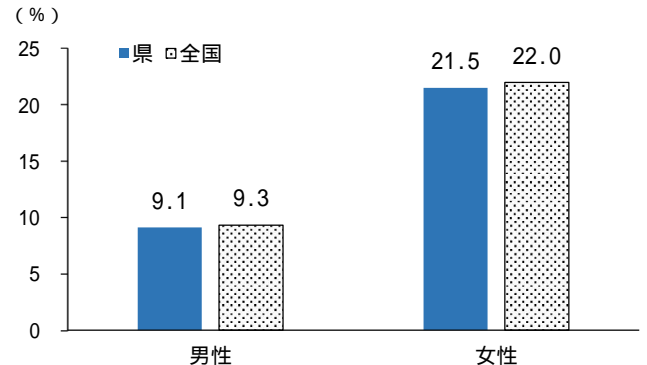
出典：熊本県「令和4年度（2022年度）県民健康・栄養調査」

図1-15 肥満者（BMI25以上）の割合  
前回調査（平成23年度（2011年度））との比較



出典：熊本県「令和4年度（2022年度）県民健康・栄養調査」

図1-16 低栄養傾向（BMI20未満）の人の割合  
（65歳～74歳）



出典：厚生労働省「第8回NDBオープンデータ（令和2年（2020年））」

### 3 栄養・食生活の状況

#### (1) 栄養素摂取量・食品摂取量

- ・ 総エネルギー摂取量のうち、エネルギー産生栄養素である炭水化物、脂質、たんぱく質それぞれから摂取するエネルギーの中で、脂肪エネルギー比率<sup>9</sup>の平均値は男性 27.0%、女性 28.8%です。日本人の食事摂取基準 2020 年（令和 2 年）版<sup>10</sup>（以下、「食事摂取基準」という。）が示す基準内の摂取比率ですが、男女ともに、特に若い世代が高い傾向にあります。脂肪エネルギー比率が望ましい範囲を超えている者の割合は、男女ともに約 4 割です（図 1-17、1-18）。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの食塩摂取量は、男性 10.3 g、女性 8.7 g であり、前回調査時（平成 23 年度（2011 年度））と比較し減少しているものの食事摂取基準の目標量（男性 7.5 g 未満、女性 6.5 g 未満）を超過しています（図 1-19）。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの野菜摂取量は、男性 267.1 g、女性 252.4 g であり、前回調査時（平成 23 年度（2011 年度））と比較し変化がなく、国の「健康日本 21」で示された目標量 350 g 以上に対して約 100 g 不足しています（図 1-20）。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの果物摂取量は、男性 62.0 g、女性 80.6 g であり、前回調査時（平成 23 年度（2011 年度））と比較し減少しています。また、摂取する人とならない人の差が大きい状況です。

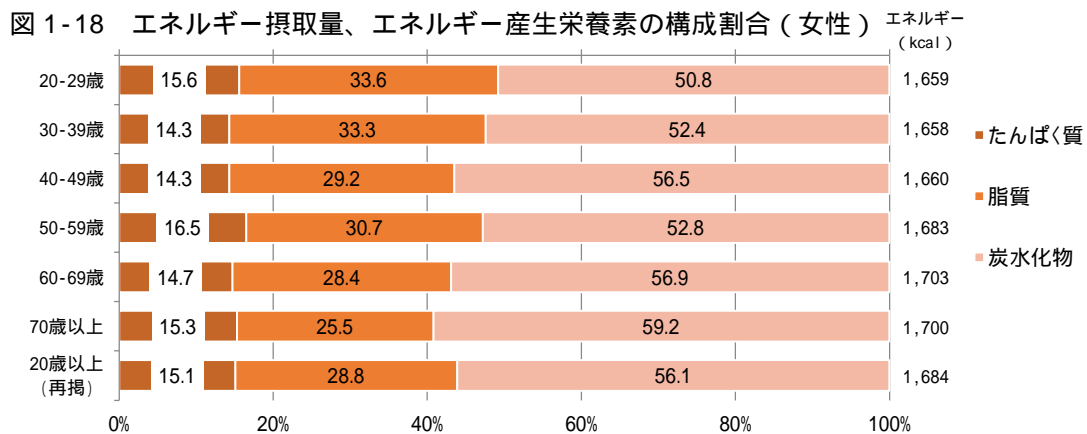
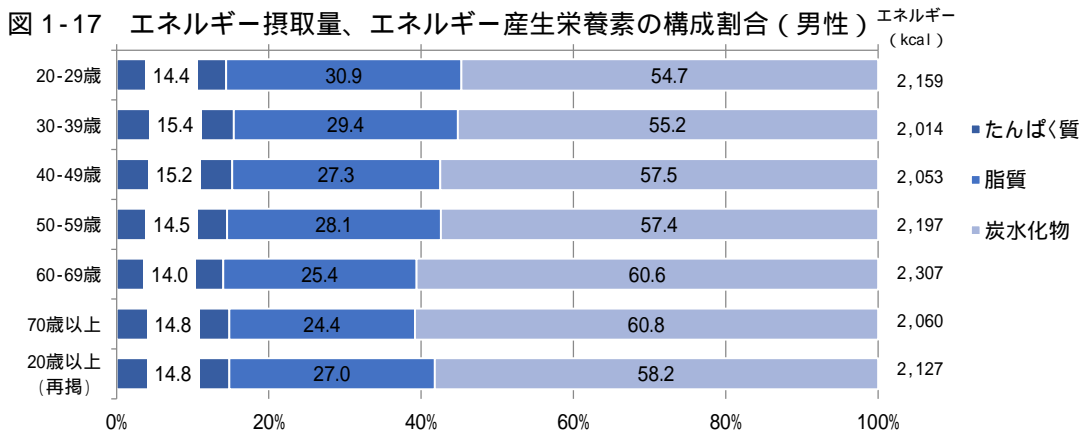


図 1-17、1-18 出典：熊本県「令和 4 年度（2022 年度）県民健康・栄養調査」

<sup>9</sup> 脂肪エネルギー比率：1 日当たりの脂肪からエネルギーを摂取する割合。望ましい摂取率は 20～30%である。

<sup>10</sup> 日本人の食事摂取基準：健康な個人又は集団を対象として、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すもので、5 年毎に策定されている。

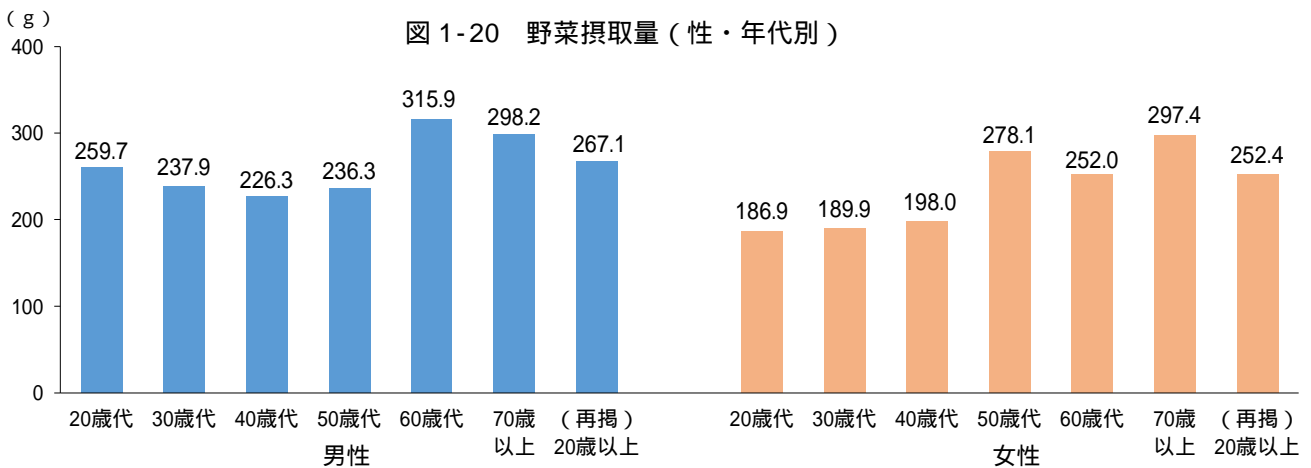
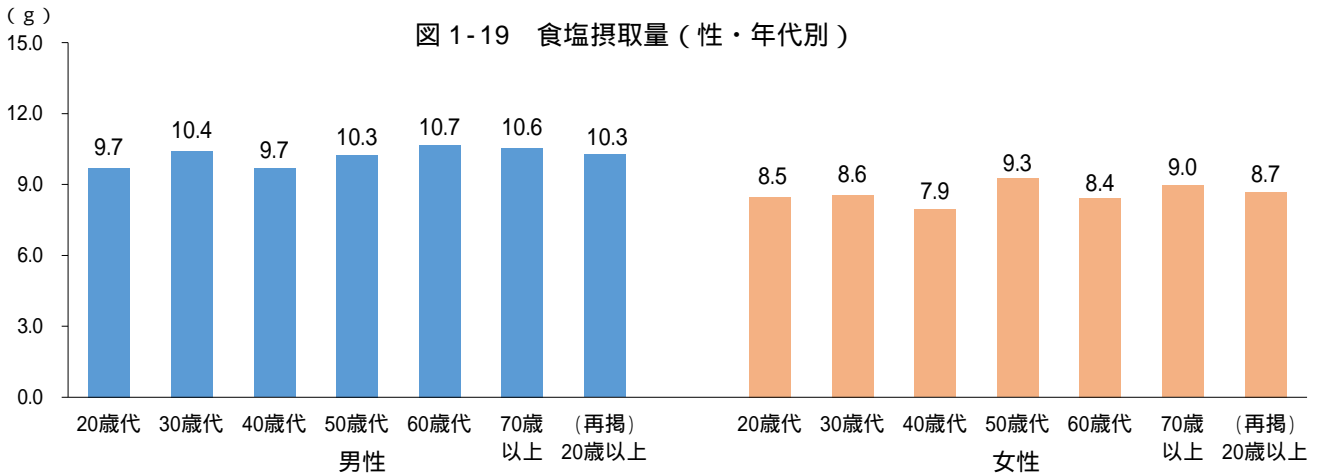


図 1-19、1-20 出典：熊本県「令和 4 年度（2022 年度）県民健康・栄養調査」

## （ 2 ） 食生活に関する意識

- ・ 県民の 41.8% が食育の考え方や内容を理解し、日常生活の中に十分あるいはある程度活かしています（図 1-21）。
- ・ 県民の 43.2% は食の安全安心に不安を抱えており、生産、加工及び流通における不適切な表示や虚偽誇大な広告により、県民が安心して食品を選ぶことが難しい場合が発生しています（図 1-22）。

図 1-21 食育の考え方や内容を理解し、日常生活に活かしている割合

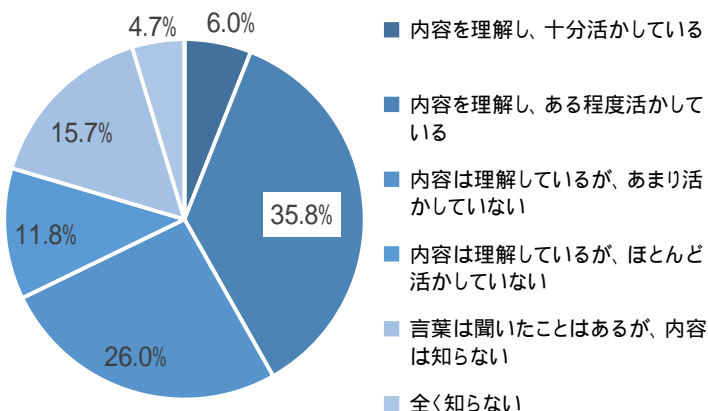


図 1-22 販売されている農林水産物（生鮮食品）や加工食品に不安を感じる割合

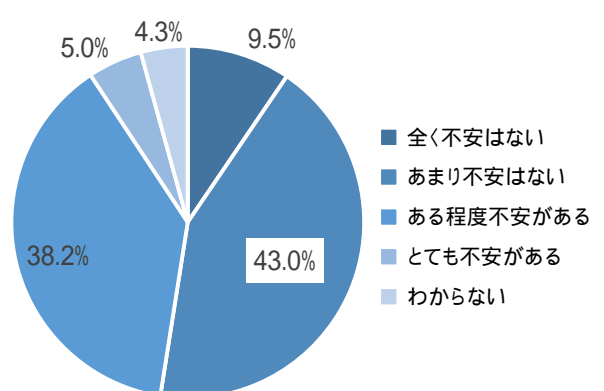


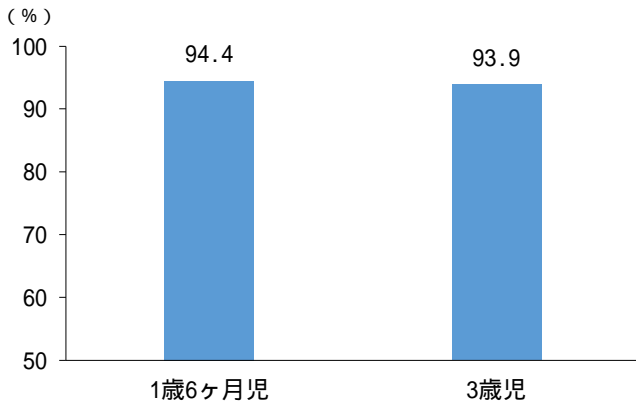
図 1-21、1-22 出典：熊本県「2023 県民アンケート調査」



### (3) 県民の食行動

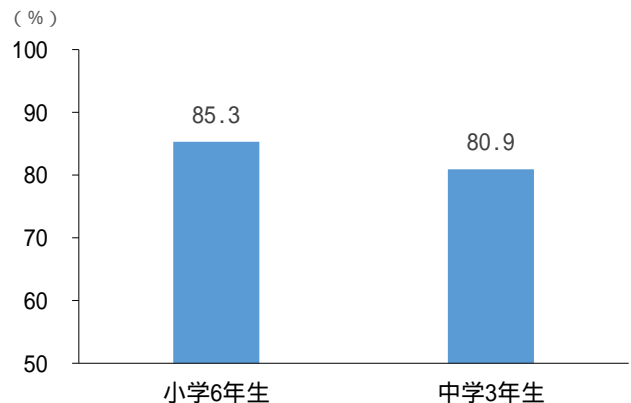
- 朝食を毎日食べるこどもの割合は、3歳児で93.9%、小学6年生で85.3%、中学3年生で80.9%と年齢が上がるにつれて低下する傾向です(図1-23、1-24)。また、市町村が実施する乳幼児健診の問診結果によると、食生活に課題がある(偏食、少食等)3歳児の割合は21.9%です。
- 朝食摂取率は、男性81.3%、女性82.8%であり、特に男性の20歳~40歳代、女性の20歳~30歳代で低い状況です。(図1-25)
- 主食・主菜・副菜を揃えた食事を、1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合は、20歳~50歳代の働き盛り世代で低い一方で、60歳以上の割合は比較的高い状況です(図1-26)。
- 家族等で一緒に食卓を囲んで共に食べる(共食)ことは、食事マナーや栄養バランスを考えて食べる習慣や食文化を伝承する機会になります。「誰かと一緒に食事をしている(共食)人の割合」は、全体で6割程度であり、男性の20歳~30歳代及び女性の70歳代でその割合が低い状況です(図1-27)。

図1-23 幼児の朝食摂取状況  
(「ほとんど毎日食べている人の割合」)



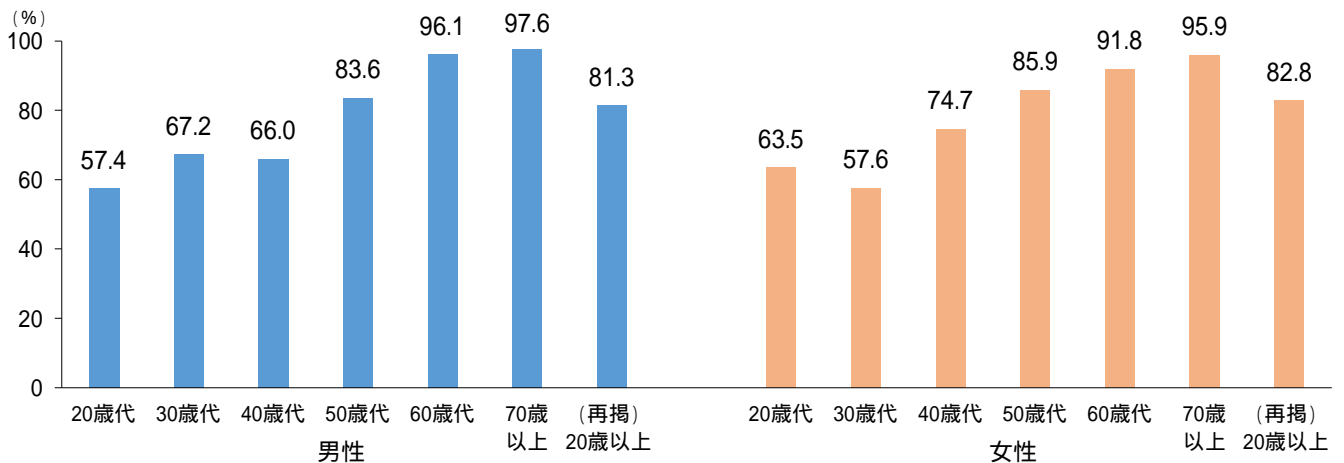
出典：熊本県「令和3年度(2021年度)乳幼児健診問診結果」

図1-24 小中学生の朝食摂取状況  
(「毎日食べる人の割合」)

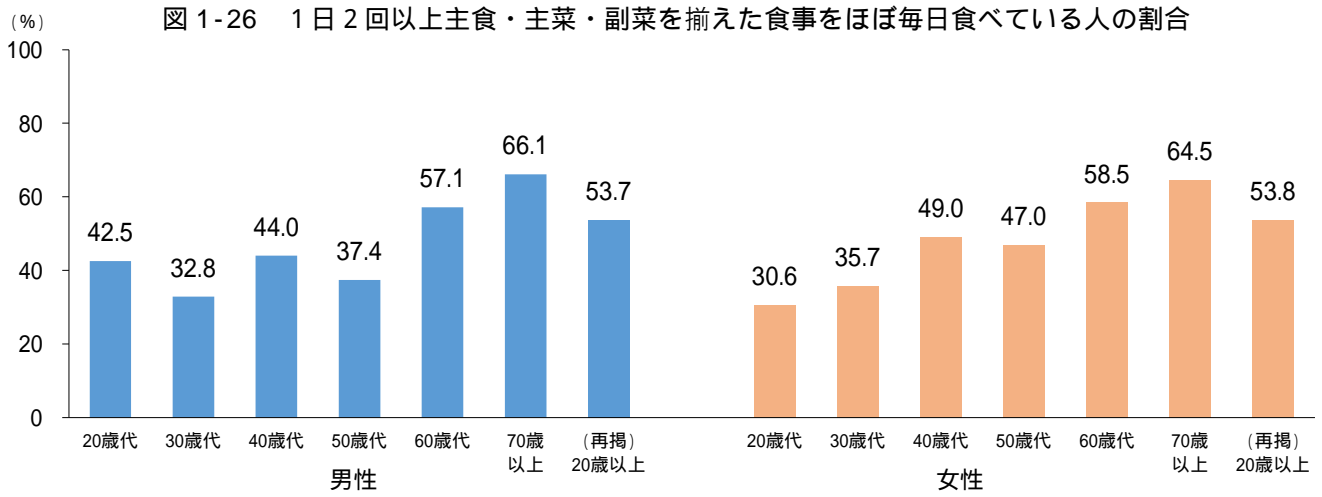


出典：文部科学省「令和4年度(2022年度)全国学力学習状況調査」

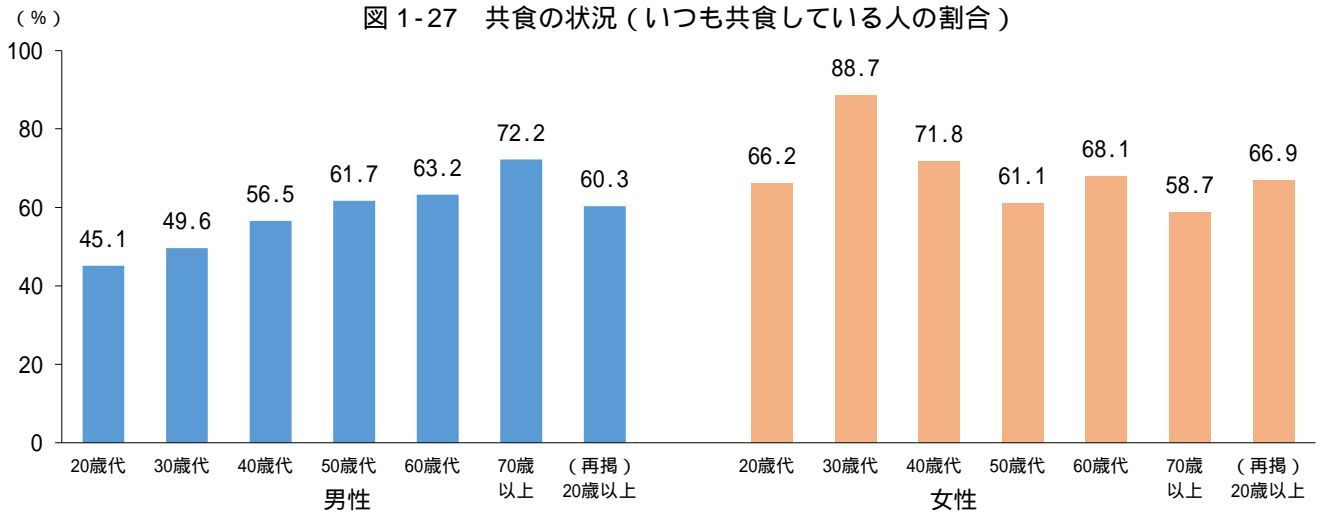
図1-25 朝食摂取状況(「ほとんど毎日食べる人の割合」)



出典：熊本県「令和4年度(2022年度)県民健康・栄養調査」



出典：熊本県「令和4年度（2022年度）健康づくりに関する県民意識調査」



出典：熊本県「令和4年度（2022年度）県民健康・栄養調査」

## 4 生産・流通、食文化の状況

### (1) 地産地消

- ・ 農業県である本県の食料自給率は、カロリーベース<sup>11</sup>で 58%、生産額ベース<sup>12</sup>は 159%と全国平均を上回っていますが、近年はほぼ横ばいで推移しています(図 1-28)。
- ・ 地産地消に関心があり、なるべく県産農産物を購入している県民の割合は、約 4 割です(図 1-29)。
- ・ 地域内の直売所や、物産館等の地産地消協力店<sup>13</sup>数は 1,002 店舗(令和 4 年度(2022 年度)末)と増加しています(表 1-3)。

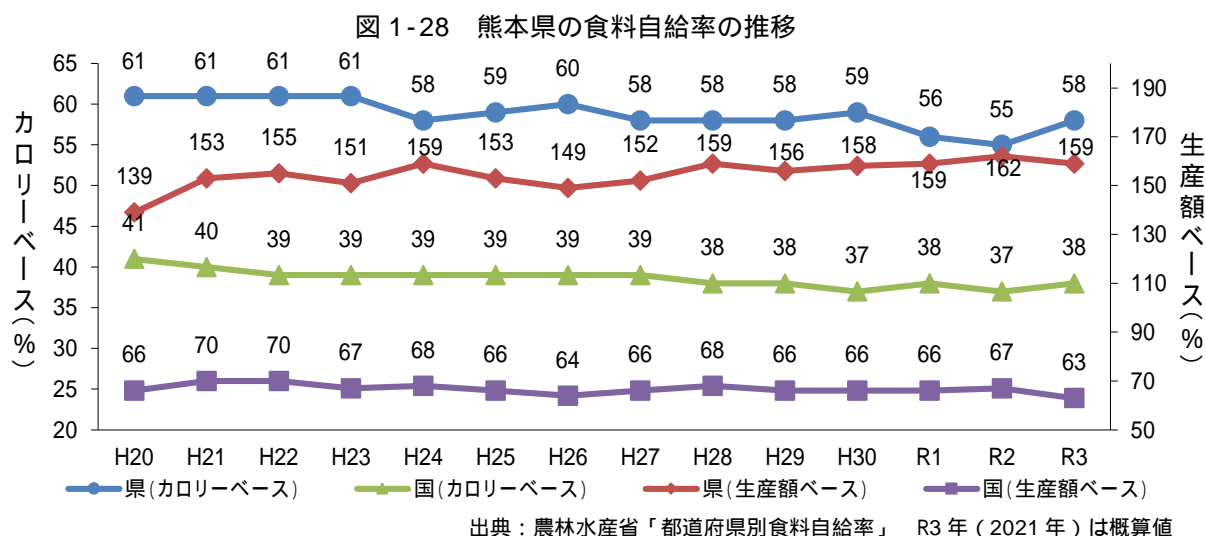


図 1-29 地産地消への関心及び県産農林水産物の購入状況

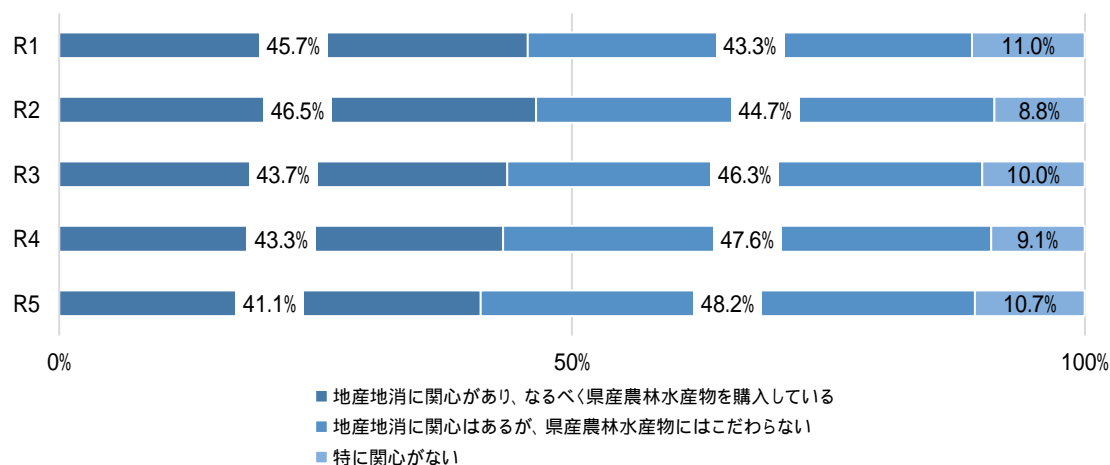


表 1-3 地産地消協力店の指定数

	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
店舗数	229	570	682	640	679	750	817	863	888	1,002

出典：県流通アグリビジネス課調べ

<sup>11</sup> カロリーベース：「食品標準成分表 2020」に基づき、重量を供給熱量に換算したうえで、各品目を足しあげて算出したもの。1人・1日当たり国産供給熱量を1人・1日当たり供給熱量で除したものに相当。

<sup>12</sup> 生産額ベース：「農作物価統計」の農家庭先価格等に基づき、重量を金額に換算したうえで、各品目を足しあげて算出したもの。食料の国内生産額を食料の国内消費仕向額で除したものに相当。

<sup>13</sup> 地産地消協力店：県民に県産品の旬やその食べ方など、県産品の購入・利用促進に協力していただく店舗。

## (2) 食の外部化

- ・ 男性の約3割、女性の約2割が週に1回以上外食を利用しており、若い世代ほどその割合が高い状況です。また、県民の約4割が週に1回以上中食を利用しており、30歳～40歳代でその割合が高い状況です（図1-30、1-31）。
- ・ コロナ禍の影響により会食（共食）の機会が減少し、内食や中食の利用増加等、食生活の変化が見られています。
- ・ 本県のスーパーマーケット、百貨店の飲食料品販売額は増加傾向です。また、コンビニエンスストアの飲食料品販売額は横ばいですが、店舗数は増加傾向です（表1-4）。

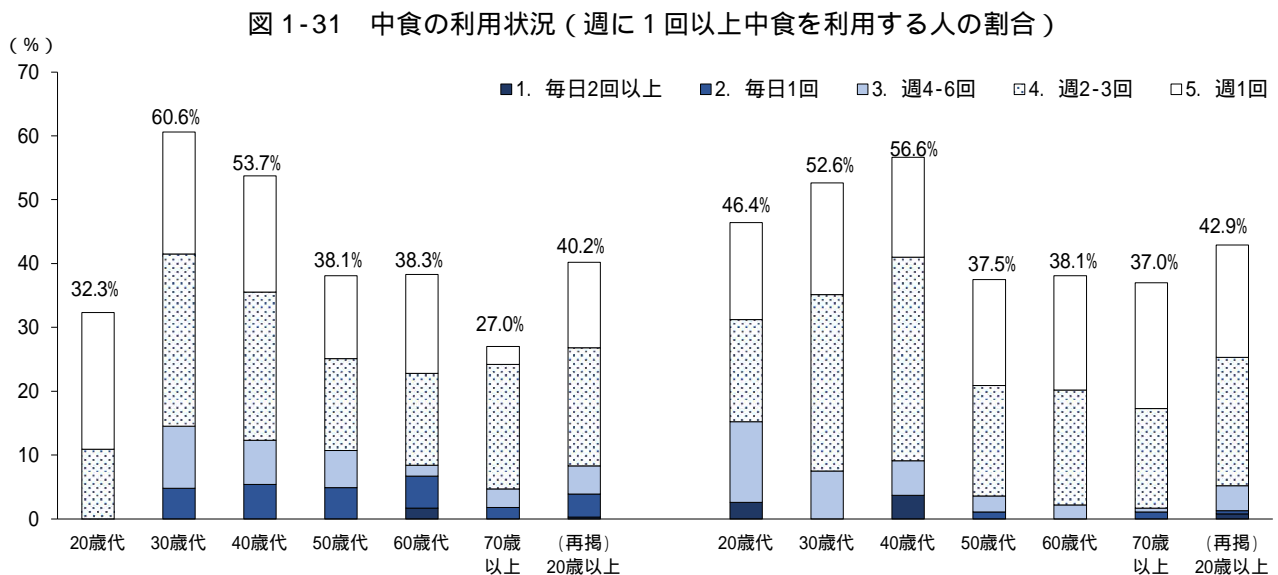
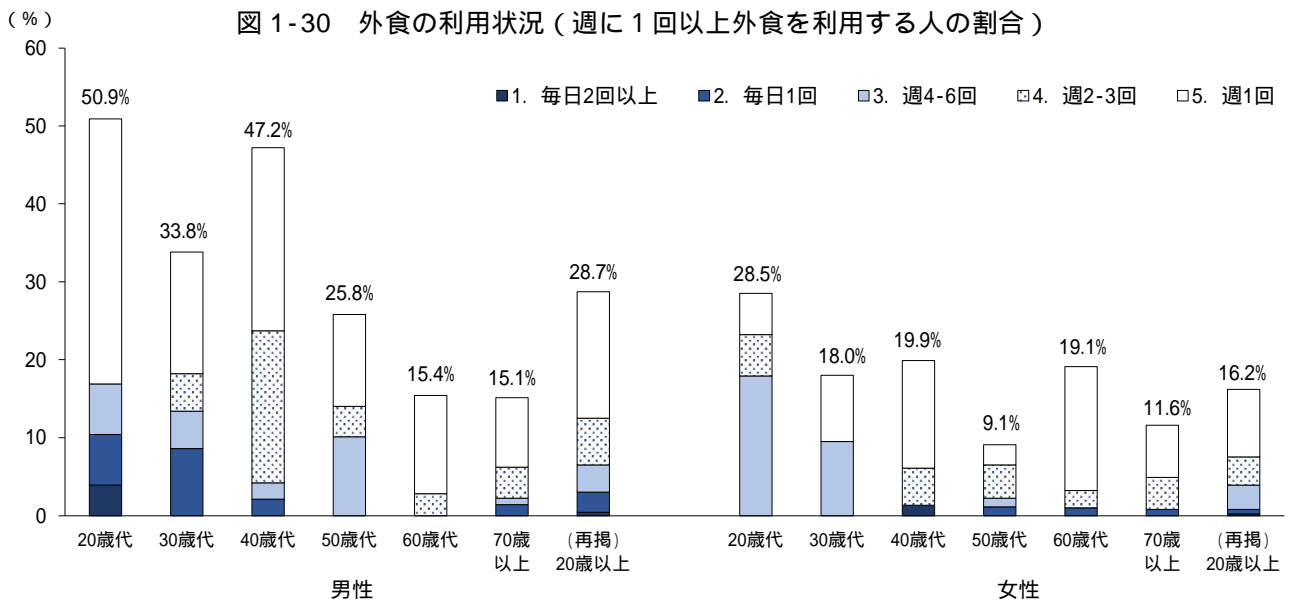


図1-30、1-31 出典：熊本県「令和4年度（2022年度）県民健康・栄養調査」

表 1-4 熊本県における商業販売額等の推移

	百貨店・スーパーマーケット別 飲食料品販売額 (単位：100万円)	コンビニエンスストア 販売額 (単位：100万円)	コンビニエンスストア 店舗数
H29	79,393	163,834	740
H30	79,251	165,052	765
R1	78,669	165,968	781
R2	80,569	161,937	785
R3	81,511	—	—
R4	85,259	—	—

出典：経済産業省「商業動態統計」

**(3) 食品ロス削減**

- 令和3年度(2021年度)に推計した本県の食品ロス発生量は、年間約5万3千トンで、内訳は、約3万2千トンが家庭系食品ロス、約2万1千トンが事業系食品ロスとなります。これを県民一人当たりで換算すると、年間約30kgとなり、一人1日当たりでは83gの食品ロスが発生していることとなります。これは、全国の発生量130gと比較すると少ない量です。
- 食品ロス発生量のうち家庭系・事業系食品ロスの割合は、国では事業系が多いのに対し、本県の発生量は家庭系が多い結果になっています。

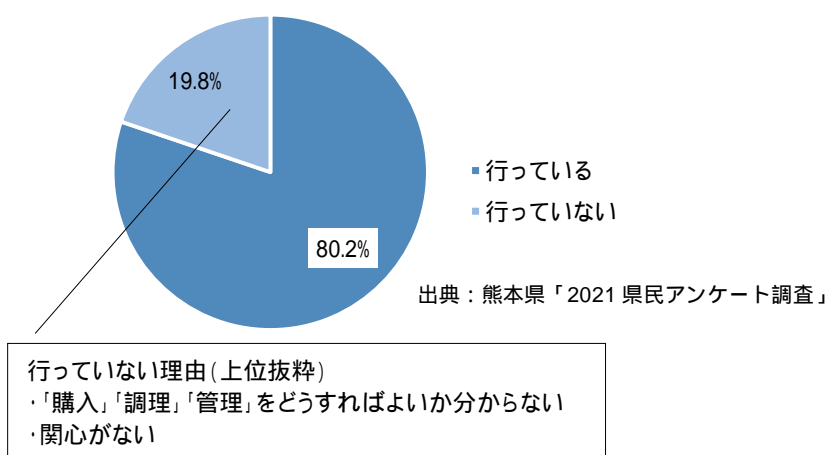
表 1-5 食品ロス発生量の推計

令和3年度			
食品ロス発生量	発生量	うち家庭系	うち事業系
全国	600万トン	276万トン (46%)	324万トン (54%)
国民一人1日当たり	130g/(人・日)	60g/(人・日)	70g/(人・日)
熊本県	5万3千トン	3万2千トン (61%)	2万1千トン (39%)
県民一人1日当たり	83g/(人・日)	51g/(人・日)	32g/(人・日)

出典：県消費生活課における推計

- ・ 令和3年(2021年)に実施した「県民アンケート調査」の中の、食品ロス削減に関する回答結果では、「食品ロス削減を意識して行っている」割合は全体の約80%、「何も行っていない」は約20%でした。
- ・ 「何も行っていない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「お店で商品を購入する際、食品ロス削減のためにはどのような購入の仕方をすればよいか分からない」、「家で調理を行う際、食材をどのように調理すれば食品ロスを削減できるか分からない」、「家で食品を管理する際、どのようにすれば食品ロスを削減できるか分からない」、「食品ロスの問題に関心がない」という回答が多くを占めました(図1-32)。

図1-32 食品ロス削減を意識して行っている人の割合



#### (4) 伝統的な食文化

- ・ 本県においては、多彩な農林漁業が展開され、恵まれた農林水産物を食材とし、その風土に根づいた伝統料理が生まれ、地域の重要な食文化として伝承されています(図1-33)。

図 1-33

# くまもとの郷土料理

熊本は、豊かな平野、海、山々、自然の恵みに恩恵を受けた数多くの特産品が豊富な地域です。

県内には球磨川など九州を代表する河川の源流や100ヶ所以上の湧水、日本でも一番多い8ヶ所の名水100選をもつ水の国でもあります。特に地下水の恵みは生活や産業の基盤になり、さまざまな文化を育んできました。そして県内の各地域にはその土地ならではの風土をいかし、受け継がれてきた郷土料理があります。先人たちの知恵がたまっていた熊本の郷土料理を楽しく学んでみましょう。

## 熊本の郷土料理 いくつか知ってるかな？

**熊本近郊の食**  
〔熊本・宇城・上益城〕  
阿蘇を源流とする白川とその支流の坪井川、そして本県中央部を流れる緑川流域に広がる熊本近郊は熊本市・宇城・上益城も含め温暖な気候と肥沃な土に恵まれ、季節ごとの野菜や果物が豊富な地域です。

一文字のぐるぐる 熊本地区

天根餅 熊本地区

かすよせ 上益城地区

巻柿 宇城地区

**天草の食**  
大小120余りの島からなる天草地方。山の傾斜面や海風を利用したかんきつ栽培がさかんで、海の幸やさつまいもを使った料理がたくさんあります。

たご飯 天草地区

押し包丁 天草地区

こっぱ餅 天草地区

崎津杉ようかん 天草地区

阿蘇、県北、県南、熊本近郊、球磨、天草の6つの地方で食文化が分かれています。同じ食材でも味が全部違うのよ。



## 県北の食

〔玉名・鹿本・菊池〕  
菊池川の恩恵を受けた米やさつまいもの産地として有名。また、菊池一族の本拠地として栄えた菊池は和菓子文化が発達し、たくさんのお菓子が今も大切に伝えられています。

わきやのひこずり 玉名地区

ぜんまいの煮物 鹿本地区

ゆべし 菊池地区

南関煮しめ 玉名地区

## 阿蘇の食

阿蘇山に広がる天草原は千年にわたり、地域の人々に守られています。阿蘇特有の土壌と高冷の気候で育った産物が特徴です。

赤ど漬け 阿蘇地区

甘酒まんじゅう 阿蘇地区

蛇腹大根の煮物 南阿蘇地区

\*出典：熊本県産物振興サイト



## 県南の食

〔八代・芦北〕  
西に八代海、中央部に八代平野が広がり、熊本県の南部に位置する八代、芦北、水俣地域は、温暖な気候で育った米やかんきつ類、海や山の恵みを生かした料理が伝承されています。

晩白柚味噌 八代地区

吉野寿司 八代地区

養漬 芦北地区

## 球磨の食

日本三大急流の一つ球磨川流域に広がる人吉盆地は、筒りを山々に囲まれた米どころ。盆地ならではの寒暖差を生かした農業や焼酎づくりもさかんで、球磨川の鮎を使った料理も有名です。

鮎の姿寿司 球磨地区

つぼん汁 球磨地区

かご飯 球磨地区

長万十 球磨地区

出典：県むらづくり課作成





## 第 2 章 計画の基本的考え方

## 1 計画の方向性

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民や地域の目指す姿を達成するため、「第1章 食をめぐる現状と課題」を踏まえ、計画の目指す姿、2つの重点事項、4つの基本施策、4つの基本視点を定め、健康食生活・食育を推進していきます（P24、図2-1）。

### （1）計画の目指す姿

県民が健全な食生活を実践することができるよう「人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食（食生活・食文化・食環境）を育むくまもと」を目指します。

### （2）2つの重点事項

#### こどものころからの生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「人生100年時代」に向けて、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を実現し、すべての県民が健康で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進します。

また、こどものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となることに留意します。

加えて、健康無関心層にも届くよう、自然に健康になれる食環境整備を推進します。

#### 持続可能な食を支える食育の推進

県民が健康で心豊かな食生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、美味しく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものとしていく必要があります。

日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを意識し、食の循環が環境に与える影響に配慮し、食品ロス削減や地産地消の推進などに取り組みます。

加えて、伝統的な地域の食文化を次世代に継承することにより、地域活性化や食料自給率の向上につなげます。

### （3）4つの基本施策

前述の重点事項を踏まえ、以下の～の施策に取り組みます。

#### 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「人生100年時代」に向け、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を実現し、県民が健康的な食生活の形成や定着を通して健康で豊かな食生活を送ることができるよう、生涯を通じた食育を推進します。

加えて、健康や食に関して無関心な層も含め、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

### **こどもや若い世代を中心とした食育の推進**

生涯にわたり健康で豊かな食生活を送ることができるよう、こどもや若い世代を中心とした全年代を対象とし、地域や関係団体と連携した食育を推進します。

また、郷土料理等の食文化の継承など、家庭や社会生活の中でのコミュニケーションや豊かな食体験などを通じた様々な食育を充実します。

### **多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進**

県及び各地域で、食育を推進する団体等が、互いの取組を情報共有したり、協議する場を提供するとともに、様々な分野で食に携わる人材の育成、市町村食育計画の策定や進捗管理支援、大学等と連携した調査研究や情報発信など、多様な関係者との連携・協働を強化します。

### **安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進**

地産地消や食品ロス削減、適正な食品表示の推進等の取組により、環境に配慮した安全・安心な暮らしを支える食環境を整備します。

また、災害等の非常時であっても被災者の健康を支える食事の提供等ができるための体制を整備します。

## **(4) 4つの基本視点**

以下の～の基本視点を踏まえ、前述の基本施策を推進します。

### **食は命と健康の基本（生涯食育）**

人間が生きて活動するためには、「食べること」が不可欠です。生涯繰り返して行う「食事」は豊かな人生の基本となる「健康」と密接な関係があります。健康にとって望ましい食生活を送るため、何をどのくらい、どのように食べればよいのかといった力（知識や技術等）を食育で身につけます。

また、食物も自然の中で生育された「命」です。生命あるものに直接触れて、育てることを通し、食物への感謝の心を育てることも大切です。

### **県民及び多様な関係者の協働による食育**

学びや体験による食育で育みたい力は、県民一人ひとりでは身に付けることは困難です。家族や友人、同僚等の身近な人や、家庭、学校、職場、社会福祉施設等の県民が生活する場でのサポートが必要です。さらには県民に提供される「食材」「料理」「情報」等、県民が食育を実践しやすい環境を整備することが重要です。

### **地域に根ざした食育**

本県には海あり山ありの豊かな自然があります。食は各地域の伝統や気候風土と深く結びついており、その家庭、地域ならではの食材や食の工夫による食文化があります。地域に根ざした食育の活動を更に拡大・充実していくためには、地域の資源や人

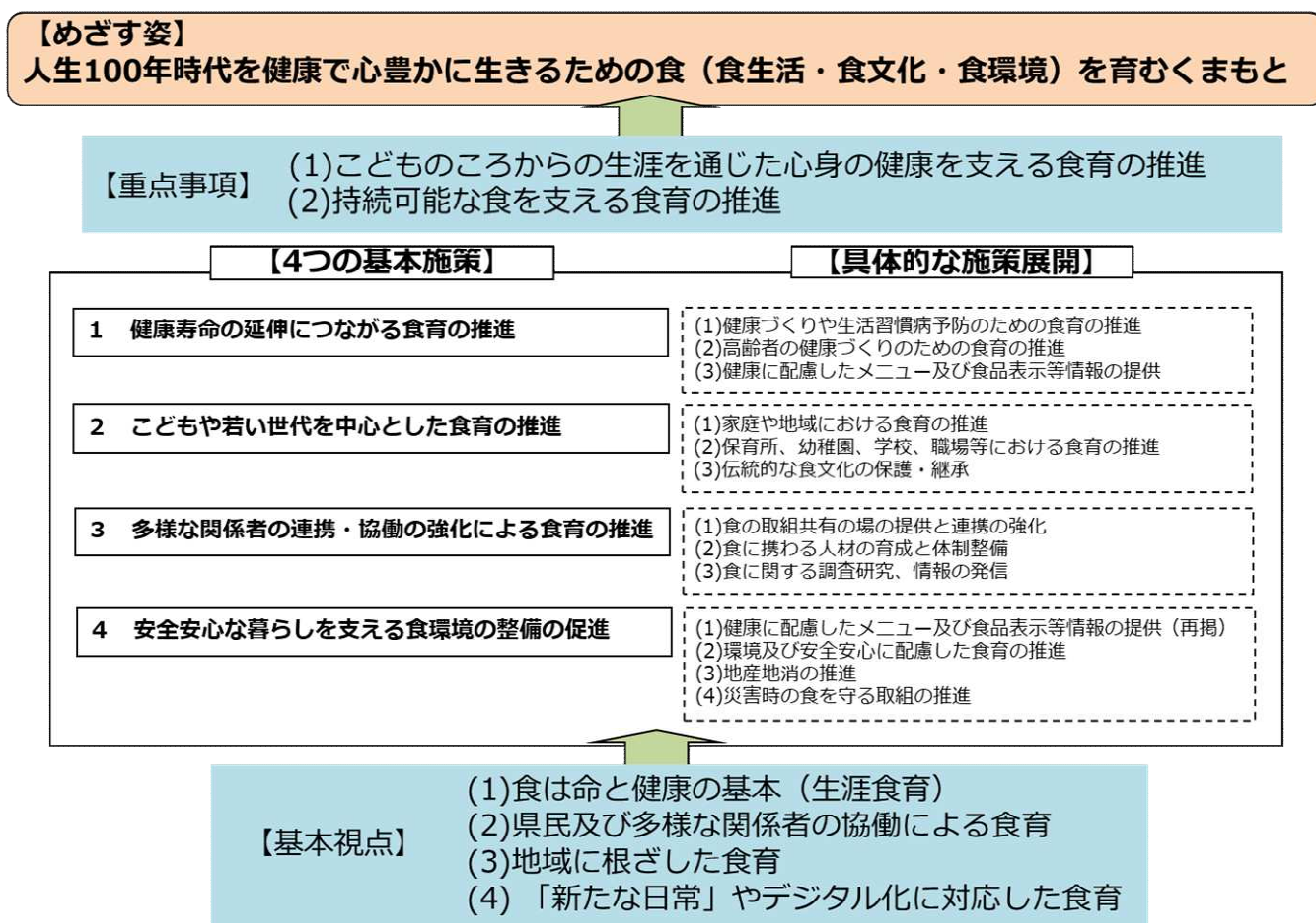
材を活かしていくことが必要です。

### 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育

新型コロナウイルス感染症の影響により、身体距離の確保や3密を避けることが求められるなど「新たな日常」に対応するため、デジタル技術の活用が進められました。

今後も引き続き、オンラインを活用した会議や研修、SNSや動画配信による情報発信など、ICTを有効活用し、デジタル化に対応した取組を推進することが必要です。

図 2-1 計画のめざす姿と視点、基本施策、施策展開の関係



## 2 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）の6年間とします。

## 3 計画の推進体制

本計画は、県民、関係機関・団体、事業者、行政等との協働により推進していきます。

県レベルでは、学識経験者、県民代表、保健医療福祉関係者、教育、行政関係者で構成する「健康食生活・食育推進連携会議」において、全体の状況を評価し、効果的な取組について協議、調整を行います。

地域においては、県保健所が中心となり、食育活動についての情報共有や推進のため

の協議の場を設置し、行政や食育関係者の連携を強化することにより、協働による取組を推進します。

また、本計画で示す目標の達成状況に関する調査及び分析を、計画終期の前年度（令和 10 年度）に実施し、計画終期（令和 11 年度）に計画の評価を行い、次期計画を策定します。

## 4 推進主体と基本的役割

本計画は、すべての県民と食育に携わる多様な主体が対象です。関係機関・団体、事業者、行政等のすべての関係者が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

### （１）県民

県民は、こどもから高齢者まで生涯にわたり健全な食生活を送るため、家庭や地域において、健康的な食習慣を形成・定着するための知識や技術を身につけることや共に食事を楽しむことなど、食育に取り組みます。

### （２）保育所、幼稚園、学校等

保育所、幼稚園、学校等は、食べることの大切さを伝えるとともに、健康的な食習慣を形成するため、給食や様々な食体験等を通じて、こどものみならず保護者も対象とした食育推進に努めます。

なお、食品の安全安心、地産地消の推進、食文化の継承などの観点から、給食等における県産食材の活用や郷土料理の提供などに努め、関係機関・団体等との連携、協働により積極的に食育推進に努めます。

### （３）職場等

企業や団体等は、健康経営<sup>15</sup>の視点から従業員が健康の保持増進ができるよう、健康づくりのための食育を学ぶ場を提供したり、栄養や食生活に関する情報提供等に努めます。また、社員食堂等を有する事業所は、健康や地産地消に配慮したメニュー等の提供等に努めます。

### （４）地域団体、関係団体

食生活改善推進員協議会や自治会、婦人会、こども会等の地域に根ざした活動を行う団体は、それぞれの活動目的や特長を活かし、県民の身近な場で地域住民と一体となって、食に関する知識や技術を普及する調理体験や郷土料理の伝承、共食の場づくり等の食育活動に取り組みます。

また、管理栄養士・栄養士、調理師等の専門職種の団体や、農業や食品関係の団体などは、それぞれの活動目的と専門性を活かし、食育の推進に取り組みます。

### （５）食品関連事業者等

食品の生産、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動を行うにあたって、生産から消費までの食の流れを意識し、自主的かつ積

---

<sup>15</sup> 健康経営：従業員の健康を重視し、健康管理を経営課題として捉え、実践する経営手法。これにより、従業員の健康の保持増進と会社の生産性の向上を目指す。

極的に食育を推進します。また、行政等が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育推進に関する活動に協力するよう努めます。

**(6) 大学・研究機関等**

県内の管理栄養士養成施設等の大学や研究機関等は、同施設に蓄積された研究資源を活用し、行政や関係機関・団体が実施する食育に関する調査・研究及び施策の評価に積極的に協力します。

**(7) 市町村**

市町村は、県民の最も身近な場面で、国や県が目指す食育の方向性を踏まえつつ、それぞれの地域の特性を活かした自主的な施策を展開するために、市町村食育推進計画の策定、関係者の協議の場の設定、行政栄養士等の配置に努めます。

また、食育を担う地域のボランティアの養成や地区組織の育成等、地域に根ざした食育活動が幅広く展開できるよう努めます。

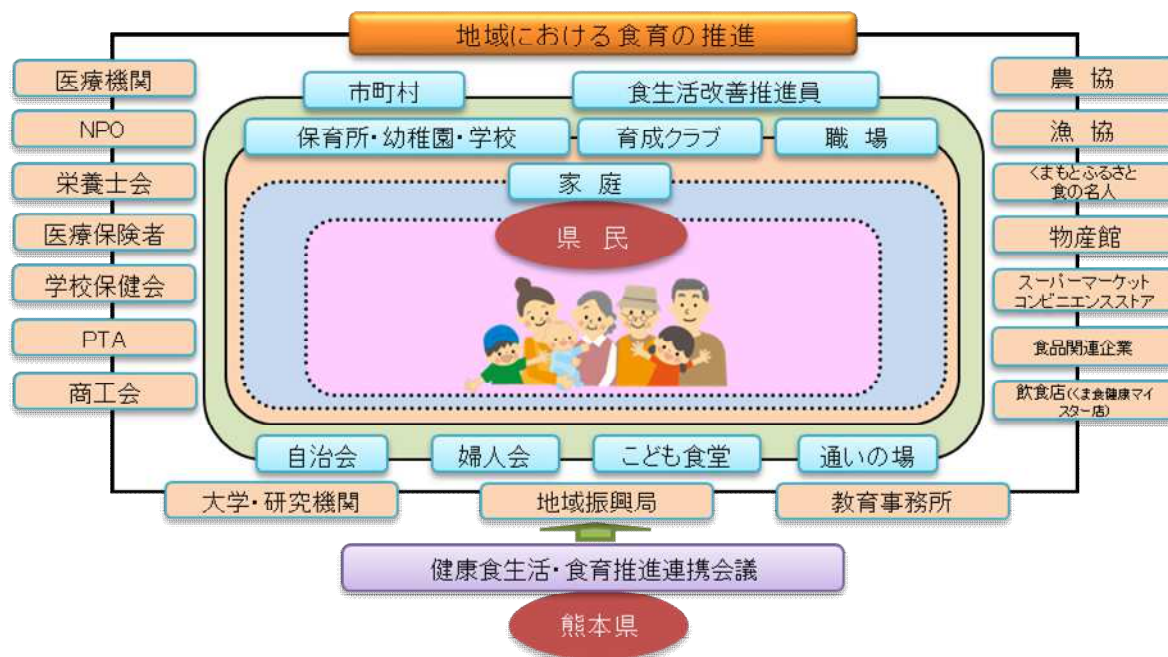
**(8) 県**

県は、熊本県健康食生活・食育推進連携会議において、健康食生活・食育推進計画の作成とその総合的かつ計画的な推進を行います。

県民が様々な生活の場において、自立して健全な食生活が送れるよう、県民一人ひとりの食に対する意識を高め、食育の取組の定着化を図ります。

また、食育の関係機関・団体、行政等との連携を強化し、食育を県民運動として展開します。特に、保健所は、管轄する市町村の食育推進のために、必要に応じ計画策定等の専門的な支援を行います。また、食に関する情報提供や、市町村や関係機関、団体等との連携の場を設ける等により、効果的な食育活動の推進に努めます。

図 2-2 食育の推進体制



## 第3章 具体的な施策展開

## 基本施策 1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「人生 100 年時代」に向け、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を実現し、県民が健康的な食生活の形成や定着を通して健康で豊かな食生活を送ることができるよう、生涯を通じた食育を推進します。

加えて、健康や食に関して無関心な層も含め、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

### (1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 高齢化の進む本県において、生活習慣病の発症及び重症化の予防や改善により、健康寿命を延伸させ、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要です。
- ・ 生活習慣病の要因の 1 つである肥満は、40 歳～64 歳男性の約 4 割、女性の約 2 割が BMI 25 以上と高い状況であることから、健康的な食生活の実践を通して適正体重を維持することが必要です。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの脂肪エネルギー比率の平均値は、男性 27.0%、女性 28.8%であり、食事摂取基準が示す望ましい範囲内の摂取比率ですが、男女ともに、特に若い世代が高い傾向にあります。脂肪エネルギー比率が望ましい範囲から外れている者の割合は、男女ともに約 4 割です。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの食塩摂取量は、男性 10.3 g、女性 8.7 g であり、前回調査時(H23)と比較し減少しているものの食事摂取基準の目標量(男性 7.5 g 未満、女性 6.5 g 未満)を超過しています。
- ・ 20 歳以上の県民の野菜摂取量は、男性 267.1 g、女性 252.4 g であり、前回調査時(平成 23 年度(2011 年度))と比較し変化がなく、国の健康日本 21 で示された目標量 350 g 以上に対して約 100 g 不足しています。
- ・ 20 歳以上の県民の 1 日当たりの果物摂取量は、男性 62.0 g、女性 80.6 g であり、前回調査時(平成 23 年度(2011 年度))と比較し減少しています。また、摂取する人とならない人の差が大きい状況です。
- ・ 主食・主菜・副菜を揃えた食事を、1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている人の割合は、20 歳～50 歳代で低い一方、60 歳以上の割合は比較的高い状況です。
- ・ 夜寝る前 2 時間以内に夕食をとることが週 3 回以上ある人の割合は、男性が 41.7%、女性が 19.7%です。

#### 【施策の方向性と内容】

- ・ 県民が健康的な食生活(主食、主菜、副菜を揃えて食べる、野菜摂取量を増やす、減塩等)を実践できるよう、6 月の食育月間等における普及啓発に取り組みます。啓発にあたっては、SNS やホームページ等を活用する等、健康無関心層にも届くよう効果的な啓発方策を検討します。



- ・ 県民が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため、県民や家庭、地域で取り組んでほしい食行動を示した手引きである「熊本県民食生活指針」を作成し、あらゆる機会を捉え普及啓発に取り組みます。
- ・ 県民がスーパーマーケットやコンビニエンスストア等で自分に合った食品やメニューを選択し、栄養バランスに配慮した食生活を送ることができるよう、栄養成分表示<sup>16</sup>の活用方法等の情報発信に努めます。

## 【評価指標】

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
適正体重を維持している人の割合	男性の肥満 (40-64歳)	40.1% (全国平均 38.3%) (令和2年度)	全国平均以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「NDBオープンデータ」</li> <li>・全国平均以下を目指す。</li> </ul>
	女性の肥満 (40-64歳)	23.7% (全国平均 21.4%) (令和2年度)	全国平均以下	
寝る前2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある人の割合	男性 (40-64歳)	41.7% (令和2年度)	37%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「NDBオープンデータ」</li> <li>・健康的な食生活について啓発等を行い、約10%(男性約4ポイント、女性約2ポイント)減少させることを目指す。</li> </ul>
	女性 (40-64歳)	19.7% (令和2年度)	17%以下	
1日2回以上主食、主菜、副菜を揃えた食事をほぼ毎日食べている人の割合	20歳以上	54.2% (令和4年度)	60%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「健康づくりに関する県民意識調査」</li> <li>・健康的な食生活について啓発等を行い、約10%(約5ポイント)増加させることを目指す。</li> </ul>
食塩摂取量	20歳以上	9.4g (令和4年度)	8.0g未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>・第3次計画の目標値を継続して目指す。</li> </ul>
野菜摂取量	20歳以上	259.4g (令和4年度)	350g以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>・健康日本21(第三次)の目標値を目指す。</li> </ul>
果物摂取量	20歳以上	71.7g (令和4年度)	200g以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>・健康日本21(第三次)の目標値を目指す。</li> </ul>

<sup>16</sup> 栄養成分表示：食品に含まれている栄養成分及び熱量を表示すること。消費者に直接販売される加工食品及び添加物については、食品表示法第4条に規定される「食品表示基準」の適用を受ける。

## (2) 高齢者の健康づくりのための食育の推進

### 【現状と課題】

- ・ 高齢期においては、加齢に伴い徐々に心身の機能が低下し、歩くことや身の回りのことなど、日常生活動作が行いにくくなる「フレイル」が進行していくことが懸念されます。フレイル予防のためには、低栄養の予防、体力の維持、社会参加、口腔機能の向上等に取り組む必要があります。
- ・ 60歳代以上の「1日2回以上主食・主菜・副菜を揃えた食事をほぼ毎日食べている人の割合」は約6割と20歳～50歳代と比較して高い傾向であり、この世代の食を通じた健康づくりへの意識の高さが伺えます。一方で、65歳～74歳の男性の約1割、女性の約2割が低栄養傾向（BMI 20未満）であることから、高齢者に不足しがちな栄養素の摂取が不十分であることが懸念されます。

### 【施策の方向性と内容】

- ・ 住民主体の「通いの場」(住み慣れた身近な場所で地域住民が運営する介護予防活動等の場)の普及拡大を支援するなど、フレイル予防の観点を踏まえた介護予防の取組の充実を図ります。
- ・ 「熊本県民食生活指針」等を活用し、高齢者の食を通じた健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 高齢者を対象に低栄養予防のための調理実習や啓発を行っている食生活改善推進員の活動を支援します。

### 【評価指標】

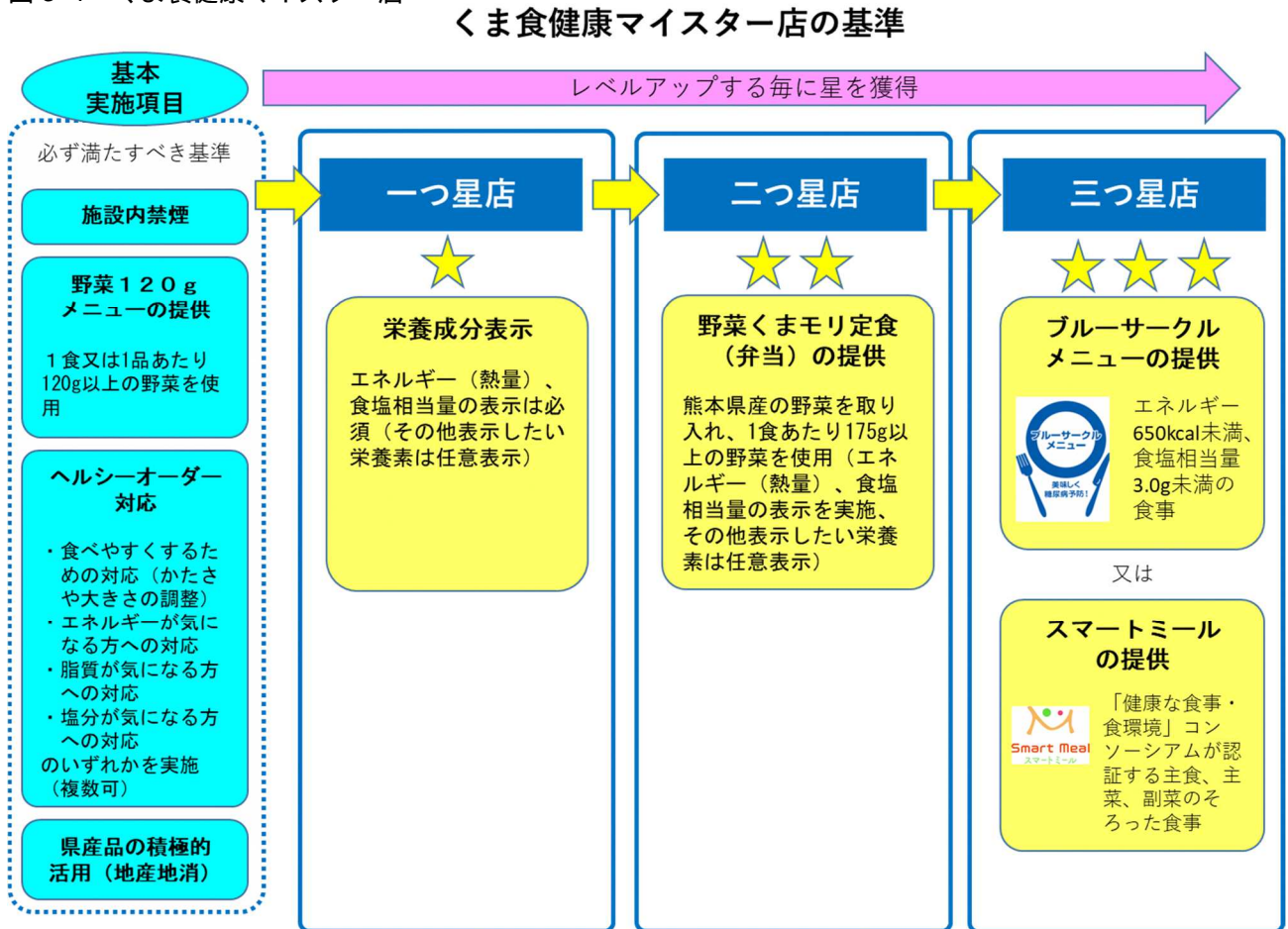
指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
1日2回以上主食、主菜、副菜を揃えた食事をほぼ毎日食べている人の割合	60歳以上	63.1% (令和4年度)	70%以上	・熊本県「健康づくりに関する県民意識調査」 ・健康的な食生活について啓発等を行い、約10%(約6ポイント)増加させることを目指す。
低栄養傾向（BMI 20未満）の高齢者の割合	65-74歳	15.5% (令和2年度)	13%以下	・厚生労働省「NDBオープンデータ」 ・過去の実績における減少率を勘案し、目標値を設定。

### (3) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供

#### 【現状と課題】

- ・ 男性の約3割、女性の約2割が週に1回以上外食を利用しており、若い世代ほどその割合が高い状況です。また、約4割が週に1回以上中食を利用しており、30歳～40歳代でその割合が高い状況です。
- ・ コロナ禍の影響により会食（共食）の機会が減少し、内食や中食の利用の増加等、食生活の変化が見られています。
- ・ 県民一人ひとりが、健康的な食生活が送れるよう、健康無関心層を含む、幅広い者に対してアプローチが必要であり、ナッジ理論<sup>17</sup>等を活用し、意識せずとも自然に健康になれる食環境づくりが求められています。
- ・ 令和3年度（2021年度）から、健康的なメニューを提供する店舗を「くま食健康マイスター店（図3-1）」に指定する取組を行い、120店舗（令和4年度（2022年度）末）を指定していますが、食環境を整備するためには、指定店舗を更に増加させることが必要です。
- ・ 食品の栄養成分表示等が適正に表示されるよう食品関連事業者への監視・指導、消費者向けの啓発活動を実施しています。

図3-1 くま食健康マイスター店



<sup>17</sup> ナッジ理論：行動経済学で用いられる理論の一つであり、対象者を望ましい行動へと促すための仕組みや手法のこと。

## 【施策の方向性と内容】

- ・ ふだんから中食や外食を利用する際にも健康的な食事を選択できるよう、栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等に取り組む「くま食健康マイスター店」の指定店舗数を増やすとともに、「くま食健康マイスター店」について県民に周知を図ります。
- ・ 県民が野菜をもっと食べたくするための「野菜くまもり運動」や減塩の取組を行い自然に健康になれる食環境づくりを産学官等が連携して推進します。
- ・ 食品の栄養成分表示等が適正に表示されるよう、県保健所を中心とした食品関連事業者等への監視、指導、普及啓発活動等を充実させます。

### 野菜くまもり運動の取組（健康づくり推進課）

令和2年度（2020年度）から県民が野菜をもっと食べたいような取組を推進する「野菜くまもり運動」を展開しています。8月31日の「野菜の日」や1月31日の「愛菜の日」に県内スーパーマーケット等と連携し、野菜売り場でのPOP掲示や100g野菜が摂取できる野菜レシピの配布等を行い、「あと一皿（100g）野菜を摂取しましょう」等のメッセージを発信しています。

今後も、キャンペーンの実施やSNSやメディアを活用した啓発等、野菜くまもり運動を推進します。



【スーパーでのキャンペーンの様子】

## 【評価指標】

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
くま食健康マイスター店指定数	120 店舗 (令和4年度末)	500 店舗以上	・ 県健康づくり推進課調べ ・ 各保健所及び熊本市において年6店舗の増加を目指す。



## 基本施策 2 こどもや若い世代を中心とした食育の推進

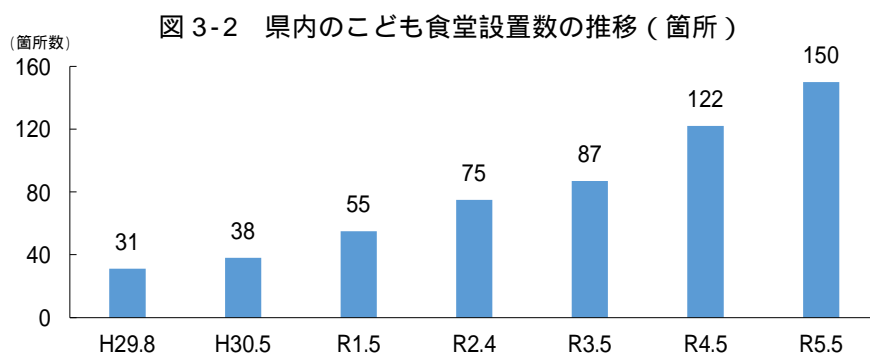
生涯にわたり健康で豊かな食生活を送ることができるよう、こどもや若い世代を中心とした全年代を対象とし、地域や関係団体と連携した食育を推進します。

また、郷土料理等の食文化の継承など、家庭や社会生活の中でのコミュニケーションや豊かな食体験などを通じた様々な食育を充実します。

### (1) 家庭や地域における食育の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 家族等で一緒に食卓を囲んで共に食べること（共食）は、食の楽しさを実感するだけでなく、食事マナーや栄養バランスを考えて食べる習慣、食文化を伝承する機会になります。また、国内外の研究において、小中学生の家族との共食頻度と健康的な食品の摂取頻度に正の関連があることが示されています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大時は、外出自粛により会食の機会が減少したり、食事の際に会話を控えることが求められる等、共食の機会が減少する傾向にありました。一方で、家庭での食事や料理を作る回数が増える等、家庭における食育を推進する機会の増加につながりました。
- ・ 近年、高齢者の一人暮らしや共働き世帯の増加等、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい状況も増えています。「誰かと一緒に食事をしている（共食）人の割合」は、全体の6割程度であり、男性の20歳～30歳代及び女性の70歳代が低い状況です。こども食堂等、地域の中で共食の機会を提供する取組は、多世代の方との共食により食を通じたコミュニケーションを図りたい人にとって食育の場として期待されています（図3-2）。
- ・ 朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身につける観点から重要であり、特に、こどもの朝食習慣は、保護者の朝食習慣に影響を受けます。20歳以上の県民の朝食摂取率は、男性81.3%、女性82.8%であり、特に男性の20歳～40歳代、女性の20歳～30歳代で低い状況です。



出典：県子ども家庭福祉課調べ

## 【施策の方向性と内容】

- ・ 食事の楽しさとともに食事マナーや健康的な食習慣の確立、食文化継承の機会として、家族や友人、地域の方と共食することの大切さを広く啓発します。
- ・ 地域で子どもやその保護者、地域住民を広く対象とした共食の場を作るための取組について支援し、共食の機会を活用した食育を推進します。
- ・ 子どもたちが安全に安心して過ごせる子ども食堂の運営を支援し、地域での共食の場づくりを推進します。また、子ども食堂運営者に対する食育研修を実施し、資質向上を図ります。
- ・ 県民が食育の考え方を理解し、朝食を毎日食べること等の望ましい食習慣を身につけるため、「熊本県民食生活指針」を活用した啓発に取り組みます。

### 地域における共食の機会を通じた食育の取組（健康づくり推進課）

県では、地域における共食の機会を活用した食育の取組を支援しています。

地域の子どもやその保護者、地域住民を対象とした共食の場において、誰かと一緒に食事を楽しむを伝え、健康的な食生活や旬の食材等についての講話、調理実習や農業体験等に取り組む事例もあり、食育の場として期待されています。



【子ども食堂での様子】

## 【評価指標】

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
朝食を毎日食べる人の割合	男性 (20-64歳)	72.6% (令和4年度)	85%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>・第3次計画の目標値を継続して目指す。</li> </ul>
	女性 (20-64歳)	74.1% (令和4年度)	90%以上	
誰かと一緒に食事をする人の割合	男性 (20-64歳)	55.5% (令和4年度)	増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>・第3次計画の目標値を継続して目指す。</li> </ul>
	女性 (20-64歳)	70.3% (令和4年度)		
	男性 (65歳以上)	69.1% (令和4年度)		
	女性 (65歳以上)	61.7% (令和4年度)		
食育の考え方や内容を理解し、日常生活の中に生かしている人の割合	18歳以上	41.8% (令和5年度)	50%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民アンケート」</li> <li>・第3次計画の目標値を継続して目指す。</li> </ul>

## **(2) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進**

### **【現状と課題】**

- ・ こども期は食生活習慣が確立する時期であり、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期です。こども達が様々な学習や体験活動をとおり、食の循環を知り、命をいただくことや食べ物が食卓に届くまでに関わるすべての人に感謝する気持ちを育むことが重要です。
- ・ 朝食を毎日食べるこどもの割合は、3歳児は93.9%、小学6年生85.3%、中学3年生80.9%と、年齢が上がるにつれて低下する傾向にあります。
- ・ 肥満傾向のこども(5~17歳)の割合は、男子は5歳など10区分、女子は6歳など11区分で全国を上回っています。
- ・ 様々な子育ての悩みや不安を抱えている保護者がいることから、家庭や学校で「親の学び」講座を開催し、親の学ぶ機会を提供しています。食育に関する「親の学び」講座の実施や「早寝早起き朝ごはん」運動と連携した食育の重要性に関する啓発を図っています。
- ・ 栄養教諭等のさらなる資質向上及び実践的指導力の育成を図るため、研修事業を実施するなど、資質向上に向けた取組を実施しています。課題として、学校で実施している「食に関する指導」のうち、食文化に関するこどもの意識が十分でない(令和4年度健康教育実態調査結果)ということや、本県において肥満傾向児が多いということがあるため、本県の状況を研修者に周知するとともに、今後もこどもへの積極的な働きかけを促します。
- ・ このように、保育所、幼稚園及び認定こども園や学校等において、こどもへの食育、保護者への支援や関係職員等の資質向上に向けた取組が必要です。
- ・ 働き盛り世代は、仕事環境や家庭環境の影響から、朝食の欠食や夕食の時間が遅くなる等の生活が不規則になりがちです。肥満者の割合は、20代からの若い世代で既が多いことから、生活習慣病予防のためにも自分のライフスタイルや健康状態にあった食事をとることができるような支援が必要です。

### **【施策の方向性と内容】**

- ・ こどもの成長や発達段階に応じて、望ましい食生活を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねるための支援を行います。
- ・ 保護者等に対するきめ細かな相談対応や関係職員等に対する研修会の開催を通し、こどもや保護者を支援する人材の育成・確保に取り組めます。
- ・ 就学前施設(保育所、幼稚園、認定こども園等)における「親の学び」講座の実施に向け、「親の学び」推進園の指定を行っています。今後、さらに推進園を増やし食育に関するプログラムやオンデマンド動画による講座の推進を図ります。
- ・ 就学前施設、小中学校において、「早寝早起き朝ごはん」運動を啓発するとともに優良事例を紹介し、各施設、各学校において取組の充実を図ります。
- ・ こどもへの食育を形成する場に従事する保育や教育関係者と連携・協働することで、生涯にわたって切れ目のない食育に取り組めます。



- ・ 小中高校では、こどもの発達段階に応じた食育を推進できるようにします。特に、小中学校では、学校給食や複数の教科に食育を位置づけながら食育の取組を推進します。
- ・ 各学校の食育担当者を対象に研修会を開催し、さらなる資質向上を図ります。
- ・ 学校給食・食育研究推進校（指定期間2年間）について、研究推進校の実践を多くの学校等に広げ、各学校の食育の推進につなげます。
- ・ 事業所等の職域との連携により、従業員等の健康状態にあった健康的な食生活が実践できるよう、事業所の社員食堂等の場を活用した食育を推進します。

### **学校給食・食育研究推進校の取組（体育保健課）**

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育むための資質や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた食育推進の在り方について研究する実践モデル校を選定し、2年間の研究実践に取り組んでいます。

研究発表会の開催等により、研究推進校の実践を多くの学校等に広げ、各学校の食育の推進につなげます。



【田植えの体験活動】



【栄養教諭による食育ミニ講座】

## 【評価指標】

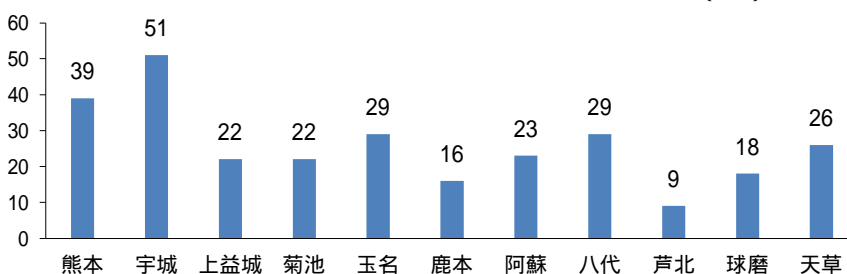
指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
肥満傾向児の割合	男子小学生 (5年生)	13.3% (令和4年度)	12%以下	・文部科学省「学校保健統計調査」 ・令和4年度(2022年度)の全国平均以下を目指す。 (全国平均 男子:12.5%、女子:10.7%)
	女子小学生 (5年生)	10.8% (令和4年度)	10%以下	
朝食を毎日食べる人の割合	幼児 (3歳児)	93.9% (令和3年度)	100%	・熊本県「市町村3歳児健診結果」 ・第3次計画の目標値を継続して目指す。
	小学生 (6年生)	85.3% (令和4年度)	90%以上	・文部科学省「全国学力・学習状況調査」
	中学生 (3年生)	80.9% (令和4年度)	85%以上	・現状値から約4ポイントの増加を目指す。

## (3) 伝統的な食文化の保護・継承

### 【現状と課題】

- 本県においては、多彩な農林漁業が展開され、恵まれた農林水産物を食材とし、その風土に根づいた伝統料理が生まれ、地域の重要な食文化として伝承されている一方で、食の欧米化・多様化や家庭環境の変化が進んでいます。そこで、地産・地消の理念に立ち、安全、安心で新鮮な食材によるくまもとの食文化の再構築と健全な食生活の実現に向けて、郷土の伝統料理等について、卓越した知識・経験・技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいる者を「くまもとふるさと食の名人」(以下、「食の名人」という。)に認定しています。「食の名人」は令和5年(2023年)4月現在で284名が認定されており、各地域で活動しています(図3-3)。
- 地産地消の推進や、食文化の継承を図るためには、地域に根ざした取組が重要であることから「食の名人」による学校等での郷土料理の伝承活動に取り組んでいます。小中学校の家庭科や総合的な学習等において、地元の農林水産物を用いた郷土料理や食文化等をテーマとする際に、地域の人材である「食の名人」を活用したいという要望があります。

図3-3 「くまもとふるさと食の名人」活動人数(人)



出典：県むらづくり課調べ

## 【施策の方向性と内容】

- ・ 市町村と連携し、新たな「食の名人」の発掘を行い、全市町村において複数人以上の設置を目指します。
- ・ 「くまもと食文化アドバイザー<sup>16</sup>」による技術指導や各地域における交流会等の開催により「食の名人」の技術の向上と伝承を図ります。
- ・ 小中学校や高等学校など、若い世代へ郷土料理を伝承するため、「食の名人」による出前講座を実施します。

### 高校への『くまもとふるさと食の名人』派遣の取組（むらづくり課）

郷土料理や伝統的な食文化の若い世代への継承や、地産地消の推進、異世代間交流による地域活性化を目的として、高校への『くまもとふるさと食の名人』派遣事業を実施し、令和4年度（2022年度）は13校777名の生徒へ郷土料理講座を行いました。

講座では、おせち料理の意味や作り方、地域特産物を活用した新郷土料理など、幅広く学習しました。

今後は、小中学校等にも枠を拡げ、地域に根ざした郷土料理・伝統的な食文化の継承活動に取り組めます。



【高校での郷土料理講座の様子】

<sup>16</sup> くまもと食文化アドバイザー：本県農林水産業の振興に貢献が期待され、県農林水産物について深い理解を有し、併せて熊本の食文化に関して幅広い見識を有する企業の代表者や大学教授等で、熊本の郷土料理や農林水産加工品等の評価等に関する指導・助言を行う者。

## 基本施策3 多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進

県及び各地域で、食育を推進する団体等が、互いの取組を情報共有したり、協議する場を提供するとともに、様々な分野で食に携わる人材の育成、市町村食育計画の策定や進捗管理支援、大学等と連携した調査研究や情報発信など、多様な関係者との連携・協働を強化します。

### (1) 食の取組共有の場の提供と連携の強化

#### 【現状と課題】

保健医療福祉関係機関や教育、行政等の多様な関係者が主体的かつ相互の活動を尊重して食育の取組を推進するため、情報共有や連携した取組方策について協議する場が必要です。

#### 【施策の方向性と内容】

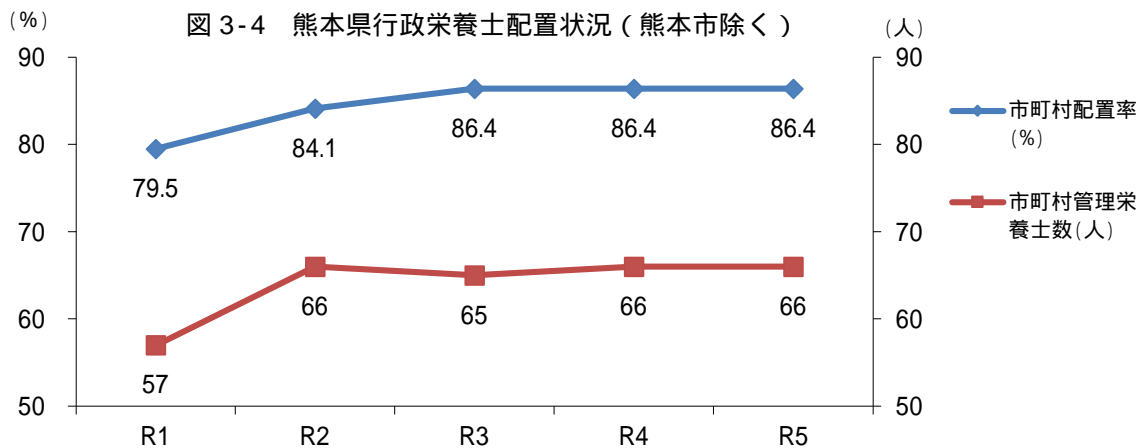
県及び地域において食育推進計画を着実に推進するために、食育推進連携会議等を開催し、食育の取組の方向性や内容を関係者と共有し、連携した取組について協議します。

### (2) 食に携わる人材の育成と体制整備

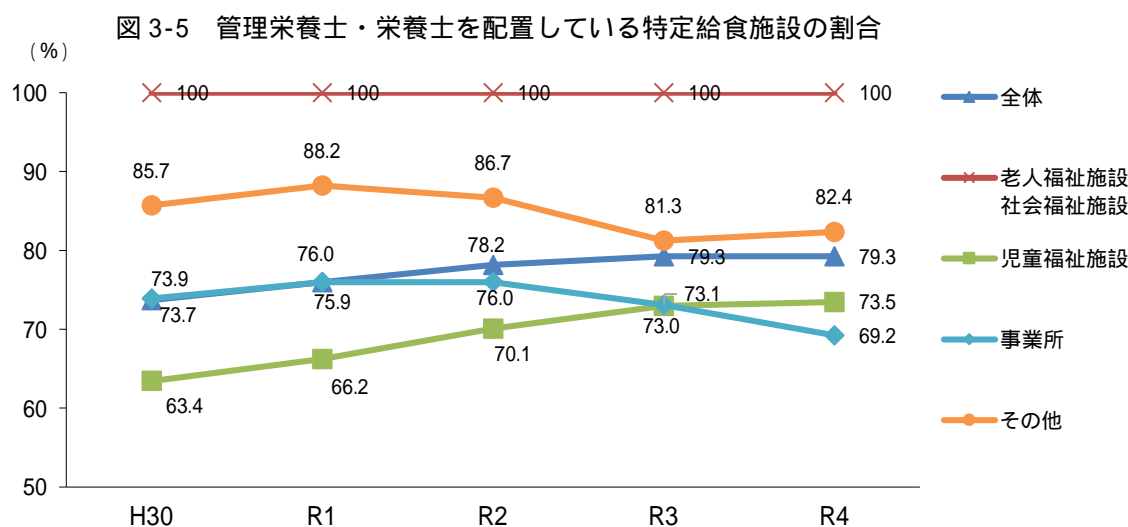
#### 【現状と課題】

- ・ 様々な分野で食に携わる人材の育成や市町村における食育に関する計画の策定支援等の食育推進体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 市町村管理栄養士・栄養士の配置率は86.4%と増加していますが、直近3年間は横ばいの状況であり、公衆栄養施策を担う人材が依然として不足しています(図3-4)。また、市町村食育推進計画の策定率は79.3%であり、約2割の市町村が未策定です。
- ・ 管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設<sup>19</sup>の割合は79.3%であり、特に児童福祉施設や事業所等での配置率が低い状況です(図3-5)。
- ・ 食生活改善推進員の育成及び活動支援を行っていますが、推進員の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数が減少しました。

<sup>19</sup> 特定給食施設：特定かつ多数人(1回100食以上又は1日250食以上)に対し継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定められたもの。



出典：県健康づくり推進課調べ



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

### 【施策の方向性と内容】

- ・ 市町村管理栄養士・栄養士の配置を促進し、地域特性を踏まえ総合的かつ計画的な食育の取組を推進します。
- ・ 熊本県行政栄養士育成指針<sup>20</sup>に基づき行政栄養士<sup>21</sup>を対象に研修を実施し、資質向上を図ります。
- ・ 管理栄養士や栄養士を配置していない特定給食施設に対し、施設利用者への栄養管理の質の向上を図る観点から、管理栄養士・栄養士の配置に向けた働きかけを行います。また、特定給食施設等で提供する食事が利用者の健康の維持・増進に寄与するよう、計画的な巡回指導や集団指導等を実施します。
- ・ 各地域で食育活動の中心となる食生活改善推進員やふるさと食の名人等、食育を推進するリーダーとなる人材を育成し、活動への支援を強化します。
- ・ 市町村食育推進計画の策定及び進捗管理に向けた支援を行います。

<sup>20</sup> 熊本県行政栄養士育成指針：健康増進計画や食育推進計画に基づき、成果の見える栄養政策を展開できる行政栄養士の育成を目指し、平成 26 年（2014 年）5 月に作成したもの。

<sup>21</sup> 行政栄養士：県及び市町村において公衆栄養施策に従事する管理栄養士・栄養士。

## 【評価指標】

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
市町村食育推進計画策定率	79.5% (令和5年3月)	100%	・県健康づくり推進課調べ ・第4次食育推進基本計画の目標値を目指す。
市町村管理栄養士・栄養士の配置率	86.4% (令和5年4月)	100%	・県健康づくり推進課調べ ・栄養施策を担う人材として、全市町村の配置を目指す。
管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設の割合(学校、病院、介護老人保健施設、介護医療院除く)	79.3% (令和5年3月)	85%以上	・厚生労働省「衛生行政報告例」 ・健康日本21(第3次)の目標値を参考に、当該施設の割合を約7%(約5ポイント)増加させることを目指す。
食生活改善推進員活動への県民参加者数	79,975人 (令和4年度)	増加	・県食生活改善推進員活動手帳集計 ・食生活改善推進員活動への支援を行い、活動への県民参加者数の増加を目指す。

## (3) 食に関する調査研究、情報の発信

### 【現状と課題】

令和4年度(2022年度)に県民健康・栄養調査を実施し、県民の身体状況、栄養摂取や食習慣等を把握し施策の評価を行いました。

### 【施策の方向性と内容】

- ・ 県民の健康づくりや食育に関する施策等の基礎資料として、県民健康・栄養調査等により県民の身体状況、栄養摂取や食習慣等の状況、食育に関する意識などを把握し、結果を公表します。
- ・ 大学等との連携により、食に関する調査や研究を推進します。
- ・ 関係機関、団体等との連携により、食に関する情報収集や情報発信に努めます。



## 基本施策4 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進

地産地消や食品ロス削減、適正な食品表示の推進等の取組により、環境に配慮した安全・安心な暮らしを支える食環境を整備します。

また、災害等の非常時であっても被災者の健康を支える食事の提供等ができるための体制を整備します。

### (1) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供(基本施策1(3)の再掲)

#### 【現状と課題】

- ・ 男性の約3割、女性の約2割が週に1回以上外食を利用しており、若い世代ほどその割合が高い状況です。また、約4割が週に1回以上中食を利用しており、30歳～40歳代でその割合が高い状況です。
- ・ コロナ禍の影響により会食(共食)の機会が減少し、内食や中食の利用の増加等、食生活の変化が見られています。
- ・ 県民一人ひとりが、健康的な食生活が送れるよう、健康無関心層を含む、幅広い者に対してアプローチが必要であり、ナッジ理論等を活用し、意識せずとも自然に健康になれる食環境づくりが求められています。
- ・ 令和3年度(2021年度)から、健康的なメニューを提供する店舗を「くま食健康マイスター店(図3-1)」に指定する取組を行い、120店舗(令和4年度(2022年度)末)を指定していますが、食環境を整備するためには、指定店舗を更に増加させることが必要です。
- ・ 食品の栄養成分表示等が適正に表示されるよう食品関連事業者への監視・指導、消費者向けの啓発活動を実施しています。

#### 【施策の方向性と内容】

- ・ ふだんから中食や外食を利用する際にも健康的な食事を選択できるよう、栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等に取り組む「くま食健康マイスター店」の指定店舗数を増やすとともに、「くま食健康マイスター店」について県民に周知を図ります。
- ・ 県民が野菜をもっと食べたくするための「野菜くまもり運動」や減塩の取組を行い、自然に健康になれる食環境づくりを産学官等が連携して推進します。
- ・ 食品の栄養成分表示等が適正に表示されるよう、県保健所を中心とした食品関連事業者等への監視、指導、普及啓発活動等を充実させます。

#### 【評価指標】

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
くま食健康マイスター店指定数(再掲)	120店舗 (令和4年度末)	500店舗	・ 県健康づくり推進課調べ ・ 各保健所及び熊本市において年6店舗の増加を目指す。



## (2) 環境及び安全安心に配慮した食育の推進

### 【現状と課題】

- ・ 県民の 43.2%が食の安全安心に一定の不安を抱えています。行政から食品に関する正確な情報を提供する機会を充実させ、同時に食品関連事業者の不適正な食品表示等を是正する必要があります。また、食の安全確保の取組への理解促進のため、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見を互いに交換するリスクコミュニケーションの推進を図る必要があります。
- ・ 本県の食品ロス量は、5万3千トン（令和3年度（2021年度）推計）県民一人1日あたりに換算すると約83gと推計されます。また、県民アンケート調査（2021年（令和3年））では、食品ロス削減を意識して取組を行っている消費者は約80%でした。食品ロス問題は、「もったいない」ということにとどまらず、環境問題や経済問題等の社会問題と深くつながっています。食品ロス削減の意義を理解し、県民総参加で具体的削減行動を実践に移し、食品ロスを削減することで、「ゼロカーボン社会くまもと<sup>21</sup>」の実現や、誰一人取り残さない持続可能な世界実現を目指すSDGsの達成につなげる必要があります。

### 【施策の方向性と内容】

- ・ 地域で食品表示の見方や各種農薬・添加物などの食の安全安心に関する講習会を実施し、県民の食品に対する不安を解消します。
- ・ 食品関連事業者における表示の適正化に向けて、県職員を派遣した食品表示の出前講座及び各関係部局と連携した巡回調査を実施し、食の安全安心に関する意識の向上を図ります。
- ・ 食中毒の予防や食品の安全な取扱いに関する情報を発信するとともに、県民、事業者及び行政が様々な視点から情報共有や意見交換を行い、相互理解を深めます。
- ・ 県では、令和3年（2021年）3月に「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を策定し、これに基づいて持続可能な社会に向けた取組の一つとして食品ロス削減を推進するため、令和4年（2022年）3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定しました。
- ・ 消費者が食品ロス削減の意義を理解し、日常生活ですぐ取り組み、行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として、重点的に推進しています。（買い物時の「てまえどり<sup>22</sup>」、外食時の「食べきり運動<sup>23</sup>」、事業者参加の「フードドライブ<sup>24</sup>」、消費者意識を活かす「食ロスチェック<sup>25</sup>」）

<sup>21</sup> ゼロカーボン社会くまもと：本県では、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため未来の目指すべき姿として「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ（ゼロカーボン）」に向けた取組を進めている。

<sup>22</sup> てまえどり：購入してすぐ食べる食品を商品棚の手前から積極的に選ぶ取組。

<sup>23</sup> 食べきり運動：宴会等での食べ切りを目指す取組

<sup>24</sup> フードドライブ：県内企業に呼びかけ、社員の家庭で余っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組。

<sup>25</sup> 食ロスチェック：消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組。

### 食品ロス削減に向けた取組（消費生活課）

熊本県では、食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の一つとして、八代市、上天草市と連携し、事業所を対象とした「フードドライブ 2023」を実施しました。（共催：生活協同組合くまもと）

その結果、県内の75事業所から、米、飲料、お菓子、缶詰、調味料等の食品2.3トンが集まり、支援団体等を通じて子ども食堂等に配布しました。

（共催：生活協同組合くまもと、協力：熊本県ひとり親家庭福祉協議会、八代市社会福祉協議会、上天草市社会福祉協議会）



【フードドライブの様子】

### 【評価指標】

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	18歳以上	16% (令和5年度)	10%以下	・熊本県「県民アンケート調査」 ・食品ロス削減等に関する啓発等に取り組み、約37%(約6ポイント)減少させることを目指す。

## （3）地産地消の推進

### 【現状と課題】

- ・ くまもと地産地消推進県民条例（平成21年（2009年）3月施行）に基づき、生産者や事業者、消費者及び関係機関と連携し地産地消を推進しています。
- ・ 「地産地消への関心」は89.3%と高いものの、「なるべく県産農林水産物を購入する」と回答した人が41.1%と、関心の高さが必ずしも県産品の購入に直接結びついていません。特に、地産地消の意識が低い若年層の世代に対し、熊本の食の魅力や産地を意識した消費行動につなげてもらうための啓発が重要であり、効果的な情報発信及び県産品を利用しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。
- ・ 食料品の輸送にはガソリンなどの化石燃料等が使用され、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（主に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>））が排出されます。そのため、輸送時のCO<sub>2</sub>排出量が減る地産地消を心掛けることで環境にも配慮した生活を実践することが必要です。

## 【施策の方向性と内容】

- ・ 県民参加型の地産地消の取組を実施し、県民や民間企業等を広く巻き込みながら県全体で機運醸成を図り、県民の生活に地産地消を定着させ、消費行動の増加と県産品の持続的な消費を推進します。
- ・ SNS や県ホームページ（くまもとアグリ&フード）等を活用した双方向型の情報発信を強化し、若年層を含めた幅広い世代に向けて、地産地消の推進を行います。
- ・ 熊本県環境センターの館内展示や環境学習において、地産地消を推進する内容を取り入れ来館者や受講者の意識改善を図ります。また、地産地消を推進する団体や専門家と連携し、環境を意識した料理体験イベントを開催することで、地産地消の普及啓発を実施します。

### くまもと地産地消公式 SNS による啓発の取組（流通アグリビジネス課）

県内各地の生産者や販売店、県産品をおいしく提供する飲食店を中心に、県産品の魅力や旬の情報をお届けするために、くまもと地産地消公式 SNS 「KUMA RICH」を開設しました。

地産地消公式 SNS として、「LINE」「Instagram」「X」「Facebook」を活用した情報発信をしています。



【くまもと地産地消 SNS 「KUMA RICH」】

「KUMA RICH」とは

KUMA は自然豊かな熊本の地で生まれたものを、RICH は県産品の「豊かさ」「恵み」を表現しており、「地産地消」の取組が日々の豊かさにつながっていることを表現しています。

「地産地消」の大切さを考え、自分にできる行動につなげてもらいたいとの意味が込められています。

## 【評価指標】

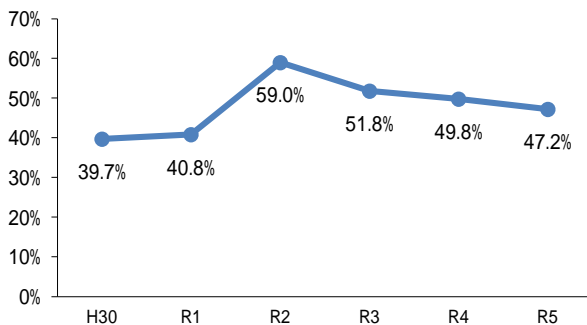
指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
なるべく県産農林水産物を購入している人の割合	18歳以上	41.1% (令和5年度)	50%以上	・熊本県「県民アンケート調査」 ・地産地消に関する啓発等に取り組み、約20%（約8ポイント）増加させることを目指す。

## (4) 災害時の食を守る取組の推進

### 【現状と課題】

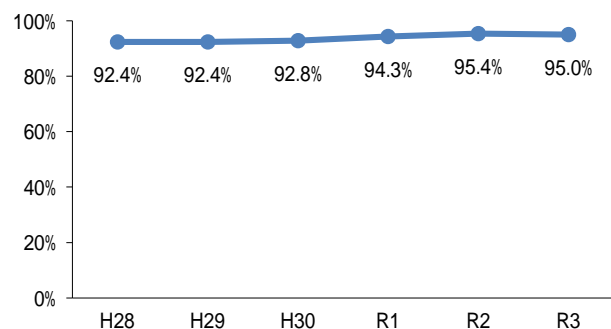
- ・ 熊本地震や令和2年7月豪雨では、避難所で提供された食事に栄養の偏り等の課題がありました。また、食物アレルギー等の要支援者への対応も求められました。
- ・ 災害時栄養管理ガイドライン(平成25年(2013年)3月策定)は、随時見直しを行い、関係者へ周知し活用を推進しています。また、行政栄養士及び栄養士会等関係機関を対象に、ガイドラインを踏まえた研修を実施する等体制整備を推進しており、継続した取組が必要です。
- ・ 家庭における食料等の備蓄について、普及啓発に取り組んできたものの目標達成には至っていません(図3-6)。引き続き啓発を強化するとともに、SNS等を活用した効果的な啓発方策の検討が必要です。
- ・ 特定給食施設等における非常食備蓄率は高まってきているものの、全施設での備蓄には至っていません(図3-7)。また、約2割の施設で3日未満の備蓄となっており、特定給食施設等指導を通じた支援の強化が必要です。

図3-6 災害への備えとして水・食糧等の備蓄をしている人の割合(%)



出典：熊本県「県民アンケート調査」

図3-7 特定給食施設等(通所施設除く)における非常食糧等を備蓄している施設の割合(%)



出典：県健康づくり推進課調べ

### 【施策の方向性と内容】

- ・ 災害時に被災者が健康を維持できるよう、「熊本県災害時栄養管理ガイドライン」を活用し、行政栄養士及び栄養士会等関係機関を対象とした研修を実施する等、平時の体制整備の推進を図ります。
- ・ 県民が、日頃から災害時の対応を意識し、「自分の食事は自分で備えておく」ために、家族構成や家族の健康状態にあった非常食料等の備蓄を推進します。また、栄養バランスへの配慮や備蓄方法、非常時にも応用できるパッククッキング<sup>26</sup>等の調理方法等について、関係団体等と連携し普及啓発に取り組めます。
- ・ 特定給食施設等において、非常食や飲料水等の備蓄やマニュアル等の整備を促し、災害時の食事提供体制を強化できるよう支援します。

<sup>26</sup> パッククッキング：耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯せんする調理方法。

### 家庭における非常食の備蓄等に関する啓発の取組（健康づくり推進課）

災害に備え、県民の家庭における食料等の備蓄を推進するため、熊本県食生活改善推進員連絡協議会等と連携し、食育月間（6月）等での県下一斉街頭キャンペーンや農業フェア（11月）等において啓発しています。また、非常時に水や熱源を節約して調理が可能な「パッククッキング」の調理方法やレシピについて、講習会等で啓発しています。

今後は、特に若い世代に向けSNS等を活用した効果的な啓発方を検討し、引き続き啓発に取り組めます。



【パッククッキングに関する講習会の様子】

### 【評価指標】

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
非常時のための水、食料等を備蓄する人の割合	18歳以上	47.2% (令和5年度)	60%以上	・熊本県「県民アンケート調査」 ・県民向けの啓発を強化し、約27%（約12ポイント）の増加を目指す。
特定給食施設等（通所施設除く）において3日以上非常食糧等を備蓄している施設の割合		83.9% (令和3年度)	90%以上	・県健康づくり推進課調べ ・特定給食施設等指導を通して働きかけを行い、約7%（約6ポイント）の増加を目指す。



## 評價指標一覽

## 基本施策 1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

### (1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
適正体重を維持している人の割合	男性の肥満 (40-64歳)	40.1% (全国平均 38.3%) (令和2年度)	全国平均以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「NDBオープンデータ」</li> <li>全国平均以下を目指す。</li> </ul>
	女性の肥満 (40-64歳)	23.7% (全国平均 21.4%) (令和2年度)	全国平均以下	
寝る前2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある人の割合	男性 (40-64歳)	41.7% (令和2年度)	37%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「NDBオープンデータ」</li> <li>健康的な食生活について啓発等を行い、約10% (男性約4ポイント、女性約2ポイント) 減少させることを目指す。</li> </ul>
	女性 (40-64歳)	19.7% (令和2年度)	17%以下	
1日2回以上主食、主菜、副菜を揃えた食事をほぼ毎日食べている人の割合	20歳以上	54.2% (令和4年度)	60%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県「健康づくりに関する県民意識調査」</li> <li>健康的な食生活について啓発等を行い、約10% (約5ポイント) 増加させることを目指す。</li> </ul>
食塩摂取量	20歳以上	9.4g (令和4年度)	8.0g未滿	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>第3次計画の目標値を継続して目指す。</li> </ul>
野菜摂取量	20歳以上	259.4g (令和4年度)	350g以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>健康日本21(第三次)の目標値を目指す。</li> </ul>
果物摂取量	20歳以上	71.7g (令和4年度)	200g以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県「県民健康・栄養調査」</li> <li>健康日本21(第三次)の目標値を目指す。</li> </ul>

### (2) 高齢者の健康づくりのための食育の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
1日2回以上主食、主菜、副菜を揃えた食事をほぼ毎日食べている人の割合	60歳以上	63.1% (令和4年度)	70%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県「健康づくりに関する県民意識調査」</li> <li>健康的な食生活について啓発等を行い、約10% (約6ポイント) 増加させることを目指す。</li> </ul>
低栄養傾向(BMI20未滿)の高齢者の割合	65-74歳	15.5% (令和2年度)	13%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「NDBオープンデータ」</li> <li>過去の実績における減少率を勘案し、目標値を設定。</li> </ul>



### (3) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
くま食健康マイスター店指定数	120 店舗 (令和4年度末)	500 店舗	・ 県健康づくり推進課調べ ・ 各保健所及び熊本市において年6店舗の増加を目指す。

## 基本施策2 こどもや若い世代を中心とした食育の推進

### (1) 家庭や地域における食育の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
朝食を毎日食べる人の割合	男性 (20-64歳)	72.6% (令和4年度)	85%以上	・ 熊本県「県民健康・栄養調査」 ・ 第3次計画の目標値を継続して目指す。
	女性 (20-64歳)	74.1% (令和4年度)	90%以上	
誰かと一緒に食事をする人の割合	男性 (20-64歳)	55.5% (令和4年度)	増加	・ 熊本県「県民健康・栄養調査」 ・ 第3次計画の目標値を継続して目指す。
	女性 (20-64歳)	70.3% (令和4年度)		
	男性 (65歳以上)	69.1% (令和4年度)		
	女性 (65歳以上)	61.7% (令和4年度)		
食育の考え方や内容を理解し、日常生活の中に生かしている人の割合	18歳以上	41.8% (令和5年度)	50%以上	・ 熊本県「県民アンケート調査」 ・ 第3次計画の目標値を継続して目指す。

### (2) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
肥満傾向児の割合	男子小学生 (5年生)	13.3% (令和4年度)	12%以下	・ 文部科学省「学校保健統計調査」 ・ 令和4年度(2022年度)の全国平均以下を目指す。 (全国平均 男子:12.5%、女子:10.7%)
	女子小学生 (5年生)	10.8% (令和4年度)	10%以下	
朝食を毎日食べる人の割合	幼児 (3歳児)	93.9% (令和3年度)	100%	・ 熊本県「市町村3歳児健診結果」 ・ 第3次計画の目標値を継続して目指す。
	小学生 (6年生)	85.3% (令和4年度)	90%以上	・ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 ・ 現状値から約4ポイントの増加を目指す。
	中学生 (3年生)	80.9% (令和4年度)	85%以上	

### 基本施策3 多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進

#### (2) 食に携わる人材の育成と体制整備

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
市町村食育推進計画策定率	79.5% (令和5年3月)	100%	・県健康づくり推進課調べ ・第4次食育推進基本計画の目標値を目指す。
市町村管理栄養士・栄養士の配置率	86.4% (令和5年4月)	100%	・県健康づくり推進課調べ ・栄養施策を担う人材として、全市町村の配置を目指す。
管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設の割合(学校、病院、介護老人保健施設、介護医療院除く)	79.3% (令和5年3月)	85%以上	・厚生労働省「衛生行政報告例」 ・健康日本21(第3次)の目標値を参考に、当該施設の割合を約7%(約5ポイント)増加させることを目指す。
食生活改善推進員活動への県民参加者数	79,975人 (令和4年度)	増加	・県食生活改善推進員活動手帳集計 ・食生活改善推進員活動への支援を行い、活動への県民参加者数の増加を目指す。

### 基本施策4 安全安心な暮らしを支える食環境の整備促進

#### (1) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供(再掲)

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
くま食健康マイスター店指定数(再掲)	120店舗 (令和4年度末)	500店舗	・県健康づくり推進課調べ ・各保健所及び熊本市において年6店舗の増加を目指す。

#### (2) 環境及び安全安心に配慮した食育の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	18歳以上	16% (令和5年度)	10%以下	・熊本県「県民アンケート調査」 ・食品ロス削減等に関する啓発等に取り組む、約37%(約6ポイント)減少させることを目指す。

#### (3) 地産地消の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
なるべく県産農林水産物を購入している人の割合	18歳以上	41.1% (令和5年度)	50%以上	・熊本県「県民アンケート調査」 ・地産地消に関する啓発等に取り組む、約20%(約8ポイント)増加させることを目指す。

#### ( 4 ) 災害時の食を守る取組の推進

指標名	対象	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
非常時のための水、食料等を備蓄する人の割合	18 歳以上	47.2% (令和 5 年度)	60%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県「県民アンケート調査」</li> <li>・県民向けの啓発を強化し、約 27% (約 12 ポイント) の増加を目指す。</li> </ul>
特定給食施設等(通所施設除く)において 3 日以上非常食糧等を備蓄している施設の割合		83.9% (令和 3 年度)	90%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県健康づくり推進課調べ</li> <li>・特定給食施設等指導を通して働きかけを行い、約 7% (約 6 ポイント) の増加を目指す。</li> </ul>



## 參考資料

## 第3次熊本県健康食生活・食育推進計画 総合評価結果

平成30年度より開始した「第3次熊本県健康食生活・食育推進計画」(以下、「第3次計画」という。)では、合計33項目の指標を設定しました。第3次計画の最終年度である令和5年度に、目標の達成状況及び施策の実施状況等を検証・評価することを目的に、総合評価を実施しました。総合評価の実施方法及び結果の概要は以下のとおりです。

### 1 総合評価の実施方法

評価指標33項目の達成状況について、次の5段階で評価しました。

達成：目標値に到達した  
前進：計画策定時の値より目標値に近づいている  
維持：計画策定時の値から(ほとんど)変化していない  
後退：計画策定時の値より目標値から離れている  
不明：計画策定時以降の値がない

上記の評価指標の達成状況と施策の取組状況を総合的に勘案し、基本施策毎に次の3段階で総合評価を実施しました。

計画終期までに概ね予定どおり推進できる見込み(8割以上推進)  
計画終期までに一定程度推進できる見込み(4割以上～8割未満推進)  
計画終期までに十分に推進できない見込み(4割未満)

### 2 総合評価結果

評価指標については、全33指標のうち、「達成」が6指標(18.2%)、「前進」が12指標(36.4%)、「維持」が5指標(15.2%)、「後退」が8指標(24.2%)、「不明」が2指標(6.1%)という結果でした。

総合評価結果については、「概ね予定どおり推進(8割以上推進)」が2施策、「一定程度推進(4割以上8割未満推進)」が3施策でした。

	評価指標の達成状況					総合評価結果
	達成	前進	維持	後退	不明	
基本施策1 健康寿命の延伸につながる食育の推進 (1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進 (2) 健康メニューや食材及び食品表示等情報の提供	3	4	1	3	2	一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)
基本施策2 食の自立に向けた食育の推進 (1) 様々な場面における適切な食事選択力の向上 (2) 災害時の食に備える力の向上	0	1	1	0	0	一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)
基本施策3 社会生活や地域の中での食育の充実 (1) 多様な暮らしに対応した食育の推進 (2) 家庭や地域における食育の推進 (3) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進	2	3	3	4	0	一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)
基本施策4 多様な関係者の連携、協働の強化による食育の推進 (1) 食の取組情報共有の場の提供と連携強化 (2) 食に携わる人材の育成と体制整備 (3) 食に関する調査研究	0	2	0	1	0	概ね予定どおり推進 (8割以上推進)
基本施策5 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進 (1) 健康メニューや食材及び食品表示等情報の提供(再掲) (2) 環境及び安全・安心に配慮した地産地消の推進 (3) 災害時の食を守る取組の推進	1	2	0	0	0	概ね予定どおり推進 (8割以上推進)

### 3 総合評価の理由及び次期計画への展望

上記2の総合評価結果について、評価の理由と次期計画への展望は以下のとおりです。

#### 【基本施策1 健康寿命の延伸につながる食育の推進】

- (1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進
- (2) 健康メニューや食材及び食品表示等情報の提供

総合評価	総合評価の理由	次期計画への展望
一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な食習慣の定着に向け、各種普及啓発や自然と健康になれるための食環境整備に係る新制度の立ち上げ等の取組を実施した。</li> <li>・食環境整備や低栄養傾向の高齢者の割合、やせの割合等で目標達成又は前進が見られるものの肥満傾向児や果物摂取量について後退しており、取組の強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と健康になれる食環境整備を引き続き推進するとともに、県民の行動変容につながるようデジタルツールを活用した効果的な普及啓発に取り組む。</li> </ul>

#### 【基本施策2 食の自立に向けた食育の推進】

- (1) 様々な場面における適切な食事選択力の向上
- (2) 災害時の食に備える力の向上

総合評価	総合評価の理由	次期計画への展望
一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関等と連携し、健康食生活に関する知識や技術、災害に備え県民の家庭における食料等の備蓄に関する啓発を実施しました。</li> <li>・県民アンケート結果から、「食育の考え方を理解して日常生活に活かしている人の割合」、「非常時のための水、食料等を備蓄する人の割合」は目標に達しておらず、取組の強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関等と連携し、健康食生活に関する知識や技術、災害に備え県民の家庭における食料等の備蓄に関する啓発に取り組む。</li> </ul>

【基本施策3 社会生活や地域の中での食育の充実】

- (1) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (2) 家庭や地域における食育の推進
- (3) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進

総合評価	総合評価の理由	次期計画への展望
一定程度推進 (4割以上～8割未満推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭等への研修、保育所等への活動支援、ふるさと食の名人の派遣等により、社会生活や地域の中での食育の取組を推進した。</li> <li>・こどもの朝食摂取率は概ね増加しているものの、成人は減少している。共食の割合についても減少していることから取組の強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係機関との連携を強化し、保育所・学校等への食育活動支援に取り組む。</li> </ul>

【基本施策4 多様な関係者の連携、協働の強化による食育の推進】

- (1) 食の取組情報共有の場の提供と連携強化
- (2) 食に携わる人材の育成と体制整備
- (3) 食に関する調査研究

総合評価	総合評価の理由	次期計画への展望
概ね予定どおり推進 (8割以上推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の取組情報共有の場の開催、行政栄養士等の人材育成に取り組む、体制整備を推進した。</li> <li>・「市町村食育推進計画策定割合」や「市町村管理栄養士・栄養士の配置率」は目標には達していないものの改善がみられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人材育成や食の取組情報共有の場の開催等に取り組む、食育推進体制の強化を図る。</li> </ul>

【基本施策5 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進】

- (1) 健康メニューや食材及び食品表示等情報の提供(再掲)
- (2) 環境及び安全・安心に配慮した地産地消の推進
- (3) 災害時の食を守る取組の推進

総合評価	総合評価の理由	次期計画への展望
概ね予定どおり推進 (8割以上推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根差した地産地消推進のため、SNS等を活用した情報発信、地産地消協力店と連携した啓発の取組を推進した。</li> <li>・事業者への監視指導やリスクコミュニケーション等の取組、食品表示の適正化を推進した。</li> <li>・「熊本県災害時栄養管理ガイドライン」を活用し、災害時に被災者が健康を維持できるよう平時から関係機関との連携体制整備に取り組んだ。</li> <li>・特定給食施設の管理栄養士配置状況は目標を達成し、その他の指標も改善がみられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の強化やイベントの実施等により、県民参加型の地産地消を推進する。</li> <li>・食品等事業者への監視指導やリスクコミュニケーション等の取組、食品表示の適正化を推進し、食の安全安心の確保に努める。</li> <li>・ガイドラインを活用し、関係機関との連携体制整備に取り組む。</li> </ul>



## 熊本県健康食生活・食育推進連携会議設置要項

(名称)

第1条 この会議は、熊本県健康食生活・食育推進連携会議(以下「連携会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 熊本県健康食生活・食育推進計画(以下「計画」という。)を推進するうえで重要な課題について協議、検討し、計画の実行を期することを目的とする。

(協議事項)

第3条 連携会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び進捗、評価に関すること。
- (2) 健康食生活・食育を効果的に推進するための普及啓発に関すること。
- (3) 健康食生活・食育活動の支援及び協力に関すること。
- (4) その他、健康食生活・食育の推進に必要な活動に関すること。

(組織)

第4条 連携会議は、学識経験者、保健医療福祉関係者、県民を代表する者、教育及び行政関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、任期満了前に退任した構成員の後任として選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 連携会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 連携会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 連携会議に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指示する事項について検討し、その結果を連携会議に報告する。
- 3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(公開等)

第8条 連携会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 連携会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年8月27日から施行する。

この要項は、平成23年7月21日から施行する。

この要項は、平成30年6月7日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県健康食生活・食育推進連携会議構成員一覧

区分	団体名
学識経験者	熊本県立大学環境共生学部環境共生学科
	尚絅大学生活科学部栄養科学科
県民を代表する団体	熊本県PTA連合会
	熊本県食生活改善推進員連絡協議会
	(公社)熊本県老人クラブ連合会
	(NPO法人)熊本消費者協会
関係団体	(一社)熊本県保育協会
	熊本県養護協議会
	(公社)熊本県栄養士会
	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
	熊本県飲食業生活衛生同業組合
	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター
	熊本県調理師会
	J A 熊本中央会
教育・行政	熊本県市長会
	熊本県町村会
	熊本県小中学校長会

熊本県健康食生活・食育推進連携会議関係課一覧

組織	課名
教育庁	教育総務局学校人事課
	県立学校教育局体育保健課
	市町村教育局社会教育課
環境生活部	環境局環境立県推進課
	県民生活局くらしの安全推進課
	県民生活局消費生活課
農林水産部	農林水産政策課
	流通アグリビジネス課
	農村振興局むらづくり課
健康福祉部	健康福祉政策課
	健康危機管理課
	長寿社会局高齢者支援課
	長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
	子ども・障がい福祉局子ども未来課
	子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
	健康局健康づくり推進課

前文 第一章 総則（第一条 第十五条） 第二章 食育推進基本計画等（第十六条 第十八条） 第三章 基本的施策（第十九条 第二十五条） 第四章 食育推進会議等（第二十六条 第三十三条） 附則 二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### （食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### （食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### （子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### （食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する

る正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。